

V 提言の検討に当たって参考とした資料

市民動物園会議において用いた資料を次頁以降に添付する。

1 市民動物園会議（第 25 回）資料

第 25 回 市民動物園会議

平成 27 年 9 月 30 日 (水)
10 : 00 から
円山動物園プラザ

< 次 第 >

- 1 委員の交代について
- 2 市民動物園会議の傍聴に関する要領の制定について
- 3 札幌市円山動物園マレーグマの死亡事案に係る勧告書及び改善計画書の報告について
- 4 中期的課題に関する検討について

【配布資料】

- 資料 1 市民動物園会議 委員名簿
- 資料 2 市民動物園会議の傍聴に関する要領 (案)
- 資料 3-1 円山動物園におけるマレーグマ「ウッチー」の死亡事案に係る改善勧告書
- 資料 3-2 札幌市円山動物園マレーグマの死亡事案に係る改善計画書
- 資料 3-3 札幌市円山動物園マレーグマの死亡事案に係る改善計画書 (解説・補足)
- 資料 4-1 市民動物園会議における「中期的課題事項」検討スキーム (案)
- 資料 4-2 市民動物園会議における「中期的課題事項」検討スキーム (案) 補足

市民動物園会議 委員名簿

氏 名	職業（役職）	委嘱期間
金子 正美	酪農学園大学農食環境学群環境共生学類 教授（委員長）	平成27年9月1日～ 平成29年8月31日
高井 哲彦	北海道大学大学院経済学研究科准教授 （副委員長）	
上田 得一	公募委員	
佐藤 香	公募委員	
巽 佳子	公募委員	
高山 裕史	札幌商工会議所観光部会部会長 ㈱さっぽろテレビ塔 代表取締役社長	
中山 法子	㈱BeggarSwindle 社員	
八木 由起子	㈱コスモメディア poroco/北海道生活 編集長	
矢野 信一	円山西町町内会会長	
後山 直久	株式会社 テレビ北海道 事業部部長	平成27年9月30日～ 平成29年9月29日

○市民動物園会議の傍聴に関する要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、市民動物園会議規則（平成26年10月6日規則第66号）第6条に基づき、円滑な審議を図るために、動物園会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の傍聴）

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

2 傍聴人は、前項に定める席以外の場所において傍聴してはならない。

（傍聴人員の制限）

第3条 議長は、傍聴席の都合により、傍聴人員を制限することができる。この場合における傍聴人の決定は先着順による。

（傍聴席に入ることができない者）

第4条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- （1） 凶器その他の危険物を持っている者
- （2） 示威のための旗、プラカード、拡声装置等を持っている者
- （3） 異様な服装をしている者
- （4） 酒気を帯びていると認められる者
- （5） その他議長において会議の秩序維持のため必要があると認めた者

（傍聴人の禁止行為）

第5条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の行為をしてはならない。

- （1） 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明すること
- （2） 飲食又は喫煙
- （3） パソコン又は携帯電話の使用
- （4） 会議の妨害又は他の傍聴者の傍聴の妨げとなるような行為
- （5） その他会議の秩序を乱す行為

2 傍聴人は、写真、映像等を撮影し、又は録音をする際には、開会前に議長に申し出て許可を得るものとする。

（傍聴人の退場）

第6条 議長は、会議を公開しないこととした時、又は傍聴人がこの要領に違反するときは、退場を命ずることができる。

（その他）

第7条 議長はこの要領において、職員に指示をし、必要な措置を行わせることができる。



札幌動七第 10604 号

平成 27 年 (2015 年) 8 月 21 日

札幌市長 秋元 克広 様
(環境局円山動物園)

札幌市長 秋元 克広
(環境局保健課動物管理センター)



円山動物園におけるマレーグマ「ウッチー」の死亡事案に係る改善勧告書

平成 27 年 7 月 25 日に円山動物園が飼育していたマレーグマ「ウッチー」が死亡した事案について、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。）の第 24 条第 1 項に基づく検査を行うなどした結果、法第 21 条第 1 項の基準を遵守していなかった事実が確認できましたので、下記のとおり法第 23 条第 1 項の規定に基づき改善を勧告いたします。

なお、本事案が与える多大な社会的影響を踏まえ、勧告に従わない場合又は報告がない場合には、法第 23 条第 3 項の規定に基づく改善命令や業務の停止命令等の措置を講じる場合があります。

記

1 改善勧告の根拠となる基準違反

円山動物園における動物の管理が、第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（平成 18 年環境省告示第 20 号）第 5 条第 1 号二及びヲ並びに同条第 2 号二に違反して行われたこと（詳細は、別紙のとおり）。

2 改善勧告の内容

- (1) 動物の繁殖推進体制のみならず、特に高齢動物や負傷動物に配慮した飼育体制及び獣医医療体制も含めた円山動物園内全ての飼育動物に係る管理体制を見直し、そのために必要な人員配置を確保するとともに、計画やマニュアルを整備するなど、法の基準に適合した適正な動物の飼育を実施できる体制を構築すること。
- (2) 法第 22 条第 1 項に規定する動物取扱責任者が中心となって、円山動物園全職員が、前記 (1) の計画やマニュアルの内容と、動物の適正飼育や飼育環境の向上に必要な事項を十分に理解するため、必要な教育を改めて実施すること。



(3) 動物の健康及び安全の保持を目的とし、新規計画中の施設、稼働前の施設及び既存の施設の総点検を実施し、必要に応じて速やかに改善措置を講じること。

3 改善勧告を受けた改善計画及び改善結果の報告

法第24条第1項の規定に基づき、上記2(1)から(3)までの改善勧告の項目ごとの改善計画については平成27年8月28日(金)までに、当該項目ごとの改善の結果については平成27年9月30日(水)までに動物管理センターへ報告するよう求める。

【担当 保健福祉局保健所動物管理センター 向井、高田、藤本 TEL:736-6134】

別紙

円山動物園職員とのウッチャーへの対応に係る関係法令の基準適合状況

事件聴取、立入検査、事故報告書から確認された円山動物園の対応	円山動物園の対応に係る動物管理センターの取解	適合しないと考える関係法令の基準*
<ul style="list-style-type: none"> ・ 3頭同居訓練の実施にあたり、計画の策定や起案処理など書面であらわしたものは作成してなかった。 ・ 他に成功例を確認できていない3頭同居訓練を実施した。 ・ 同居訓練時にウメキチとウッチャーの闘争を確認したが、その後も同じ組み合わせで同居訓練を継続し、7月24日(金)には、約20分に及び闘争が発生した。 ・ ウメキチとハッピーの同居訓練では、6月中は闘争を確認したことがなく、4～7時間/日の同居を8回実施していたが、その後ウッチャーを含めた3頭同居訓練を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同居訓練の組み合わせを考慮し、過度な動物間の闘争等が発生することを避けるための措置が講じられていなかったと考えられる。 	<p>○第5条第1号ニ 異種又は同種の動物の飼養又は保管をする場合には、ケージ等の構造若しくは配置又は同一のケージ等内に入れる動物の組み合わせを考慮し、過度な動物間の闘争等が発生することを避けること。</p> <p>●第3 共通基準 1 (1) オ 異種又は同種の動物を同一施設内で飼養及び保管する場合には、表示動物の組み合わせを考慮した取容を行うこと。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 6月20日(土)、6月26日(金)、7月6日(月)の同居訓練時に闘争が起こり、それによってウッチャーが負傷を確認していたが、同居訓練を継続した。 ・ 7月24日(金)もウメキチとウッチャーの同居訓練を実施し、約20分に及び闘争が終わるまでの間、闘争を中止させるための放水などの対応を取っていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ウッチャーは負傷していたが、同居訓練を継続しており、訓練等が過度なものとならないようにするための措置が講じられていなかったと考えられる。 	<p>○第5条第1号フ 表示業者及び訓練業者にあつては、動物に負傷をさせ、又は訓練をする等の場合には、動物の生理、生相、習性等に配慮し、演習、訓練等が過度なものとならないようにすること。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 7月17日(金)にウッチャーの後肢に裂傷を確認し、抗生物質を投与したが、この裂傷は7月6日(月)の同居訓練時の闘争によって負傷したものであった。 ・ 7月24日(金)の闘争後、エサに抗生物質と止血剤を混ぜてウッチャーに与えたが、エサはほとんど食べられていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7月6日(月)の闘争時の負傷に対して、獣医師による適切な診療や措置が講じられていなかったと考えられる。 ・ 実費投薬できていないことを確認した際に、他の獣医師に相談したり、他の方法による投薬を検討したりするべきであったと考えられる。 	<p>○第5条第2号ニ 動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに対応を講ずるとともに、必要に応じて獣医師による診察を受けさせること。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 7月24日(金)もウメキチとウッチャーの同居訓練を実施し、約20分に及び闘争が終わるまでの間、闘争を中止させるための放水などの対応を取っていなかった。 ・ 7月24日(金)の闘争後に行つた獣医師による措置は、エサに抗生物質と止血剤を混ぜてウッチャーに与える、というものであった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ インターネット上に公開されていた7月24日(金)の闘争の動画をみる限り、獣医師や飼育員がしっかりと観察していれば、ウッチャーがかなりの深手を負っていることは推察できたが、負傷したウッチャーを保護するための措置や獣医師による適切な措置が講じられていなかったと考えられる。 	<p>●第3 共通基準 1 (1) イ 動物の疾病及び負傷の予防等日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、若しくは負傷し、又は死亡した動物に対しては、その原因究明を含めて、獣医師による適切な措置が講じられるようにすること。また、みだりに、疾病にかかり、又は負傷した動物の適切な保護を行わないことは、動物の健康となるおそれがあることを十分認識すること。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 6月20日(土)、6月26日(金)、7月6日(月)の同居訓練で負傷した推定30歳以上のウッチャーを隔離せずに、7月24日(金)も同居訓練を継続した。 ・ 7月24日(金)の同居訓練で負傷したウッチャーを、個室においてハッピーと同居させた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高節かつ負傷しているウッチャーに対して、隔離したり、休息を与えたりしておらず、また十分な治療も行われていなかったと考えられる。 	<p>●第3 共通基準 1 (1) キ 疾病にかかり、若しくは負傷した動物、妊娠中の若しくは幼齢の動物を育成中の動物又は高齢の動物については、隔離し、又は治療する等の必要な措置を講ずるとともに、適切な給餌及び給水を行い、並びに休息を与えること。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 同居訓練のため、ケンカになることがある旨の掲示をしていたが、負傷しているウッチャーを展示していることの説明は物になっていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ この掲示では、同居訓練で負傷したウッチャーを引き続き展示していることの経緯などに関する情報が不足しており、観覧者に対して十分な説明が行われていなかったと考えられる。 	<p>●第4 個別基準 1 (1) ア 観覧者等が動物又は施設中の動物を展示する場合は、観覧者に對して展示に至つた経緯等に關する十分な説明を行うとともに、残骸や印像を与えないように配慮すること。</p>

※ ○…法令第21条第1項で規定する基準 → 施行規則第8条第1項第12号で規定する細目 → 第一種取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目 (平成18年1月20日環境省告示第83号)

●…表示動物の飼養及び保管に関する基準 (平成16年4月30日環境省告示第33号、最終改正：平成25年8月30日環境省告示第83号)

※ ○…法令第21条第1項で規定する基準 → 施行規則第8条第1項第12号で規定する細目 → 第一種取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目 (平成18年1月20日環境省告示第83号)

●…表示動物の飼養及び保管に関する基準 (平成16年4月30日環境省告示第33号、最終改正：平成25年8月30日環境省告示第83号)

平成 27 年 8 月 28 日策定

1 改善の方針について

当園は、このたびの動物の死亡事案を引き起こしたことについて、極めて重く受け止めている。

改善計画の策定に当たっては、繁殖推進体制のみならず、飼育管理体制全般についても掲げることとし、組織的な見直しを継続的に進め、以て動物の安全が確保されることを目指す。

また、改善計画のうち、一定の時間を要する課題については、動物飼育や動物園運営に関して知見を有する専門家を外部アドバイザーとして適宜招へいし、慎重に検討を進めていく。

2 改善計画について

改善勧告書において、札幌市動物管理センターから指摘のあった内容に沿って、次の改善を図る。

(1) 法の基準に適合した適正な飼育実施体制の構築

ア 獣医師機能の強化【平成 27 年 9 月、10 月実施予定】

動物の健康管理を担う獣医師業務は、動物園運営において最も優先すべきものであり、速やかに改善を行う必要がある。

このことから、2つの飼育担当係に分散配置している3名の獣医師を1つの係に一元集約する（9月）とともに増員を図り（10月）、動物診療体制を充実させるよう、獣医師機能の強化に向けた当面の緊急措置を講じる。

イ 組織強化のあり方に関する検討【平成 28 年春実施予定（外部アドバイザーを活用して検討）】

日々の動物診療に加え、動物舎の安全点検や動物の健康管理全般に係る業務を専門に担当するための組織強化のあり方について、検討を行う。

ウ 人材確保・育成のあり方に関する検討【実施時期を含め、外部アドバイザーを活用して検討】

飼育体制のさらなる充実に向け、飼育の専門的知識・技術を有する人材の確保や育成のあり方について、他都市の例も参考にしながら、検討を行う。

エ 開園時間又は休園日のあり方に関する検討【平成 28 年春実施予定（外部アドバ

イザーを活用して検討)】

動物の体調確認、各動物舎の安全点検及び職員の情報共有をより綿密に行うための時間を十分に確保し、万全の態勢で動物園運営を行うため、開園時間及び休園日のあり方について、検討を行う。

(2) 計画及びマニュアルの整備

ア 実施計画の整備【平成 27 年 8 月実施済み】

動物の新規導入や同居、繁殖などの訓練開始又は飼育展示方法などの変更に際して、個別に実施計画を立案するよう、見直しを図った。

イ マニュアルの整備【平成 27 年 9 月実施予定】

既存の「飼育業務マニュアル」(最近改訂 平成 22 年 11 月)を見直し、今回の事案を踏まえて内容の改訂を行う。

改訂に当たっては、特に、高齢動物や負傷動物などの他、飼育環境づくりに配慮するための事項についても盛り込む。

(3) 職員教育の強化【平成 27 年 9 月実施予定】

飼育業務に携わる全ての職員が、改訂したマニュアルの内容を理解、情報共有し、また、関係法や通知等(動物愛護法、展示動物の飼養及び保管に関する基準等)を十分に認識するため、動物取扱責任者(飼育展示課長)が中心となって研修を実施するなど、職員教育の強化を図る。

さらに、外部専門講師も招へいた研修を実施するなど、飼育技術の向上に向けた取組を強化する。

(4) 施設の総点検及び改善措置の実施

ア アフリカゾーンの緊急点検の実施【平成 27 年 8 月 24 日から 25 日まで実施済み】

今後開業を予定しているアフリカゾーンへの大型動物移動に係る技術的助言を他の動物園から受けるため、2 日間にわたる施設点検を実施した。

イ 一時閉園の実施【平成 27 年 9 月 14 日から 18 日まで実施予定】

開園時間内では実行することが難しい、各施設の総点検、衛生管理の確認及び各種研修を行うため、5 日間にわたる一時閉園(通常 17 時閉園のところを 13 時閉園に繰り上げ)を行う。

(5) 情報共有促進のための見直し【平成 27 年 8 月実施済み】

定例の職員ミーティングの時間をこれまで以上に確保し、動物の状態等、飼育管理に関する情報を組織として遅滞なく共有するよう、見直しを図った。

1 改善の方針について関係

○ 外部アドバイザーについて

他の動物園の園長経験者などを予定しています。

2 改善計画について関係

(1) 法の基準に適合した適正な飼育実施体制の構築

ア 獣医師機能の強化【平成 27 年 9 月、10 月実施予定】

獣医師の機能集約及び増員によって、次のとおり、飼育体制の強化につながる
と考えています。

○ 獣医師機能の集約について

これまで 2 つの飼育担当係に分散配置していた 3 名の獣医師を 9 月 1 日付で
1 つの係に一元集約し、飼育とは異なる立場から責任をもって獣医医療を行い、
より専属的な診療・治療が実施できるよう、体制の整備を行いました。

これにより、獣医師によるカンファレンス体制の手薄さといった課題の改善
を図り、加えて、次のような取組も実施することとしました。

- ・ 動物施設の巡回点検の強化（生活環境、衛生管理、動物居室の安全管理等）
- ・ 動物取扱責任者も含めた診療方針会議の拡充（組織マネジメントの強化）

○ 獣医師の増員について

- ・ 一人あたりの獣医師にかかる既存業務の負担軽減
- ・ 複数の視点あるいはチームとしての検討などによる多角的な治療方針、治
療行為の実施
- ・ 動物施設の安全点検回数機会の増

イ 組織強化のあり方に関する検討【平成 28 年春実施予定（外部アドバイザーを 活用して検討）】

○ 組織強化のあり方に関する検討について

既に実施している短期的な取組としては、ミーティングなどの充実を通し、
情報共有の強化を図った他、中期的な取組として、他の動物園において多く導

入されている、獣医療に関する専門の組織（例えば、「動物病院係」）の設置についても今後検討を行っていきます。

ウ 人材確保・育成のあり方に関する検討【実施時期を含め、外部アドバイザーを活用して検討】

○ 人材確保・育成のあり方に関する検討について

全国には、動物飼育の専門的知識・技術を有する人材確保のため、専門職制度を導入している動物園もあります。

こうした例も参考に、今後、外部アドバイザーからの助言を受けながら、組織強化のあり方を検討していきます。

エ 開園時間又は休園日のあり方に関する検討【平成 28 年春実施予定（外部アドバイザーを活用して検討）】

○ 開園時間・休園日について

円山動物園の営業時間は1日8時間ですが、他の主要な公営動物園は、平均7.5時間程度となっています。

また、休園日については、円山動物園は年間3日間のみですが、毎週設けたり、まとめて時季で設けている動物園も多くあります。

万全の態勢で動物園運営を行うためには、動物の体調確認や各動物舎の安全点検、職員の情報共有をより綿密に行うための時間を十分に確保する必要があります。

このため、他園の状況を参考に外部アドバイザーからの助言を受けながら検討していきます。

この課題については、市民サービスの低下につながる懸念もあるため、慎重な検討が必要と考えています。

(2) 計画及びマニュアルの整備

ア 実施計画の整備【平成 27 年8月実施済み】

○ 「実施計画」の見直し概要について

動物の移動や同居訓練に関する実施計画を作成するにあたり、他園からの情

報収集等を行うほか、人員体制や役割、緊急時における対応方法等を明記し、さらに関係職員間で確実に共有する等の見直しを行いました。

イ マニュアルの整備【平成 27 年 9 月実施予定】

○ 「マニュアル」の見直し概要について

「マニュアル」は、動物全般の飼育展示に関する日常的な動物舎の点検や安全確認、施設管理、展示の工夫などを定めたものですが、動物愛護管理法の基準に関するチェックリストや高齢動物・負傷動物等に関する取扱いに関する事項を追加するなど、見直しを行います。

(3) 職員教育の強化【平成 27 年 9 月実施予定】

○ 外部専門講師について

動物愛護管理法については、動物管理センターの職員を、また、動物の訓練においては、先進的な訓練方法を取り入れている他の動物園の職員を予定しています。

(4) 施設の総点検及び改善措置の実施

ア アフリカゾーンの緊急点検の実施【平成 27 年 8 月 24 日から 25 日まで実施済み】

○ 緊急点検の概要について

点検は、動物管理センター職員、旭川市旭山動物園園長、円山動物園管理職、獣医師及び飼育員により、8 月 24 日、25 日の 2 日間に渡って、アフリカゾーンを中心に実施しました。

その際、対策の必要があると確認できた項目は、以下のとおりです。

・ アフリカゾーン：18 項目

キリン柵構造、キリン水飲み構造、人止め柵の下部隙間、2 階デッキの安全対策、カバの柵構造、間隔等

・ アジアゾーン：6 項目

ヒマラヤグマの電柵に頼らない逸走対策（返しの追加設置、外檻の壁面の鉄板化）、マレーバクの外放飼場の日よけ、テナガザル外放飼場の逸走対策等

- ・ サル山：1 項目

逸走対策

これらの項目については、当然のことながら、速やかに修繕等の対策・検討を講じます。この対策のため、10 月のオープンを予定しているアフリカゾーンについては、延期の可能性もあります。

イ 一時閉園の実施【平成 27 年 9 月 14 日から 18 日まで実施予定】

- 一時閉園における取組の概要について

主に以下の取組を予定しています。

- ・ 各施設の総点検

動物愛護管理法に規定する施設基準等を用いた全施設の点検

- ・ 衛生管理の総点検

清掃、消毒や感染症対策等についての点検

- ・ 研修

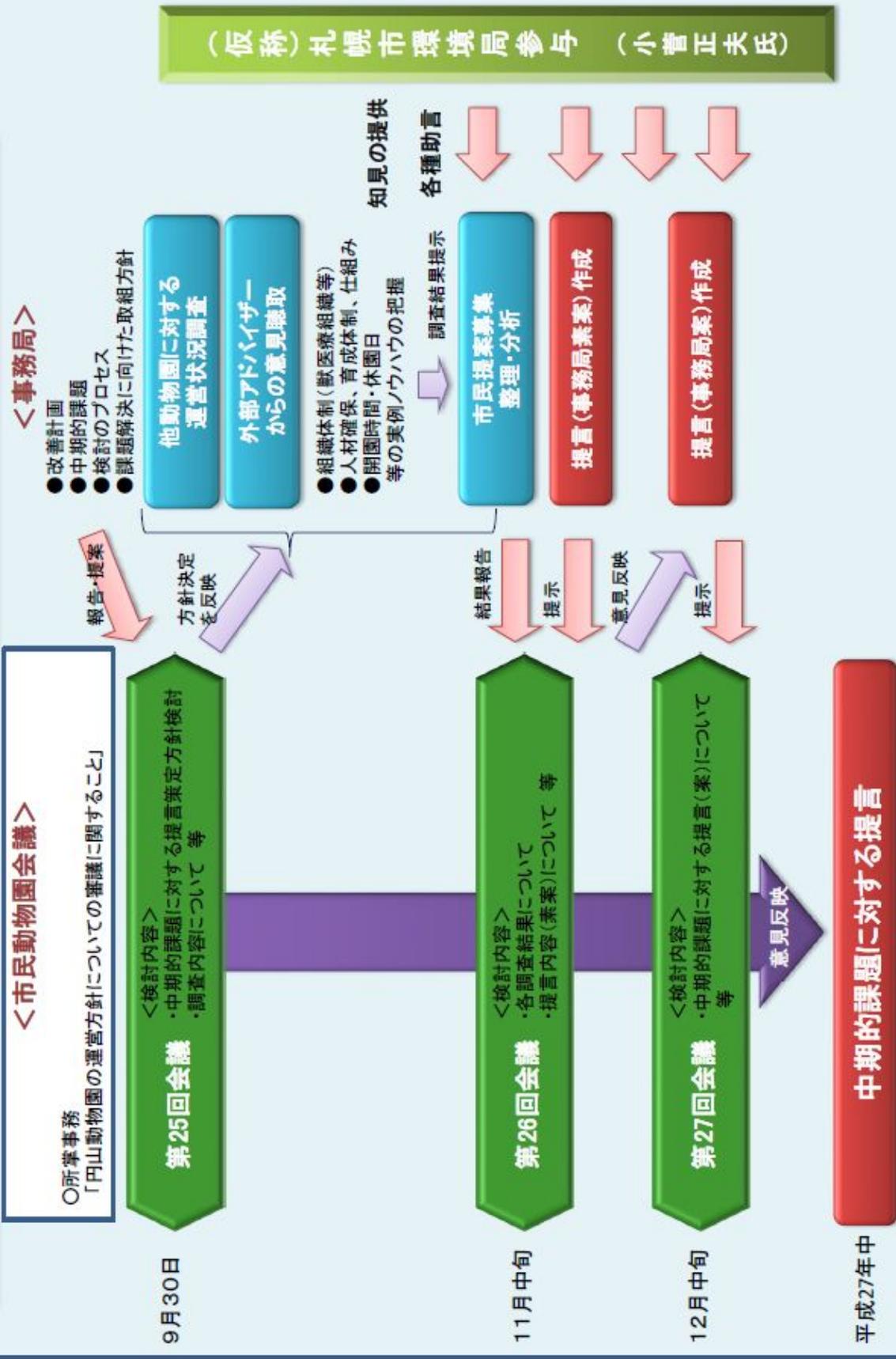
新マニュアルの運用に関する研修、動物愛護管理法に関する研修、接遇に関する研修等

(5) 情報共有促進のための見直し【平成 27 年 8 月実施済み】

- 定例職員ミーティングの見直しについて

午後のミーティングの時間延長し、これまでの各班からの報告に加え、特別な治療、繁殖、同居など、獣医班からの報告も実施するようにしました。

市民動物園会議における「中期的課題事項」検討スキーム(案)



1 他園館調査の実施について

- (1) 対象
- (2) 実施期間
- (3) 主な調査事項

2 外部アドバイザーの選定について

- (1)
- (2)
- (3)

3 市民提案の募集について

- (1) 募集期間
- (2) 対象
- (3) 募集方法

2 市民動物園会議（第26回）資料

第 26 回 市民動物園会議

平成 27 年 11 月 27 日 (金)
9 : 3 0 から
円山動物園プラザ

< 次 第 >

- 1 「マレーグマ『ウッチー』の死亡事案に係る改善計画（中期的課題）」に関する提言
書策定に向けた検討

【配布資料】

- 資料 1-1 中期的課題の検討に至るまでの経緯について
- 資料 1-2 マレーグマ「ウッチー」の死亡事案に係る改善結果報告と今後の取組について
- 資料 1-3 「マレーグマ『ウッチー』の死亡事案に係る改善計画（中期的課題）」に係る検討シート
- 資料 1-4 主要動物園の飼育・獣医療業務体制等に関する調査（他園館調査）結果
- 資料 1-5 「マレーグマ『ウッチー』の死亡事案に係る改善計画（中期的課題）」に対する市民提案の概要について

中期的課題の検討に至るまでの経緯について

資料 1-1

8月10日	8月21日	8月28日
<p>円山動物園</p>	<p>動物管理センター</p>	<p>円山動物園</p>
<p>事故報告</p> <p>マレーグマウッチーの死亡に関し、事故報告書を提出</p>	<p>動物愛護管理法に基づく勧告</p>	<p>勧告に基づく改善計画</p>
<p>1. 動物の繁殖推進体制のみならず、特に高齢動物や負傷動物に配慮した飼育体制及び獣医療体制を含めた円山動物園内すべての飼育動物に係る管理体制を見直し、そのために必要な人員配置を確保するとともに、計画やマニュアルを整備するなど、法の基準に適合した適正な動物の飼育を実施できる体制を構築すること。</p> <p>2. 法(動物の愛護及び管理に関する法律)第22条第1項に規定する動物取扱責任者が中心となって、円山動物園全職員が前記1の計画やマニュアルの内容と、動物の適正飼育や飼育環境の向上に必要な事項を十分に理解するため、必要な教育を改めて実施すること。</p> <p>3. 動物の健康及び安全の保持を目的とし、新規計画中の施設、稼働前の施設及び既存の施設の総点検を実施し、必要に応じて速やかに改善措置を講ずること。</p>	<p>1. 法の基準に適合した適正な飼育実施体制の構築 ア 獣医師機能の強化【実施済】 イ 組織のあり方に関する検討 ウ 人材確保・育成のあり方に関する検討 エ 開園時間又は休園日のあり方に関する検討</p> <p>2. 計画及びマニュアルの整備 ア 実施計画の整備【実施済】 イ マニュアルの整備【実施済】</p> <p>3. 職員教育の強化【実施済】</p> <p>4. 施設の総点検及び改善措置の実施 ア アフリカゾーンの緊急点検の実施【実施済】 イ 一時閉園の実施【実施済】</p> <p>5. 情報共有促進のための見直し【実施済】</p>	<p>1. 法の基準に適合した適正な飼育実施体制の構築 ア 獣医師機能の強化【実施済】 イ 組織のあり方に関する検討 ウ 人材確保・育成のあり方に関する検討 エ 開園時間又は休園日のあり方に関する検討</p> <p>2. 計画及びマニュアルの整備 ア 実施計画の整備【実施済】 イ マニュアルの整備【実施済】</p> <p>3. 職員教育の強化【実施済】</p> <p>4. 施設の総点検及び改善措置の実施 ア アフリカゾーンの緊急点検の実施【実施済】 イ 一時閉園の実施【実施済】</p> <p>5. 情報共有促進のための見直し【実施済】</p>

マレーグマ「ウッチャー」の死亡事案に係る改善結果報告と今後の取組について

実施済項目	8月	9月	10月
(1) 法の基準に適合した適正な飼育実施体制の構築		<p>○獣医師機能の強化①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・獣医師を1つの係に一元集約 	<p>○獣医師機能の強化②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10月1日付で獣医師を1名増員
(2) 計画及びマニュアルの整備	<p>○実施計画の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物の移動、同居訓練及び麻酔を使用した治療等に関する実施計画の策定・実施 ・様式を定め、関係職員に周知徹底 	<p>○マニュアルの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の「飼育業務マニュアル」(最近改訂 平成22年11月)～高齢動物や負傷動物などの取扱配慮、動物愛護管理法の遵守等を追加 	
(3) 職員教育の強化		<p>○職員研修の実施(9月14日から18日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物法や関係基準等の関係法令を理解するための研修 ・改訂マニュアル内容を理解、情報共有するための研修 ・「飼育における最善」研修 ・接遇対応研修 	
(4) 施設の総点検及び改善措置の実施	<p>○アフリカゾーンの緊急点検の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8月24日に施設点検を実施 ～18項目に改修が必要 	<p>○既存施設の点検の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9月14日から18日の5日間にわたり、既存21施設の施設点検等を実施 ～14施設30項目に改修が必要 	
(5) 情報共有促進のための見直し	<p>○定例職員ミーティングの時間の確保等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定例の職員ミーティングの時間をこれまで以上に確保するとともに情報共有として、朝と昼のミーティングにて申し送りを徹底 	<p>○獣医師の一元化に伴う情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎朝獣医師によるミーティングを実施し、昼ミーティングで結果や治療状況等を報告 	
引き続き検討を行う項目(中期的課題)	<p>9月</p> <p>○市民動物園会議(第25回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ～円山動物園の運営方針を審議するための協議機関～ 公募市民、学識経験者、経済界関係者、メディア関係者、地域住民の代表(計10名) ・9月30日(水)開催 ➢ 中期的課題に対する提言策定方針検討 ➢ 調査方針 <p>等に関し決定</p>	<p>11月</p> <p>○市民動物園会議(第26回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11月27日(金)開催予定 ➢ 各調査結果に関する報告 ➢ 事務局作成の提言内容(素案)に関する検討 <p>○知見の提供・各種助言の附与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前旭山動物園長 小菅正夫氏(札幌市環境局参与(円山動物園担当))10/23- 	<p>12月</p> <p>○市民動物園会議(第27回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12月中旬開催予定 ➢ 「中期的課題に対する提言(案)」に関する検討 <p>○市民動物園会議からの提言書受領</p> <ul style="list-style-type: none"> ・札幌市で検討のうえ、可能なものから順次実施
(1) 組織強化のあり方に関する検討		<p>○他動物園に対する運営状況調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・約20園(朝日・10/2) ・飼育・獣医師部門の職員数、業務範囲、飼育員の募集要件、開園時間、休園日等 <p>○外部アドバイザーからの意見聴取</p> <ul style="list-style-type: none"> (10/5、6、19) ・如志川入木山動物公園 副園長 野部 敏計 氏 ・日本大学生物資源科学部 教授 村田 浩一 氏 ・京都市動物園 園長 高山 英史 氏 	
(2) 人材確保・育成のあり方に関する検討		<p>○市民提案の募集</p> <ul style="list-style-type: none"> (10/14-10/28) ・調査結果を提示したうえで、14日間にわたり、ホームページ上で受付 	
(3) 開園時間又は休園日のあり方に関する検討			

①組織強化のあり方

現状と課題	<p>【現状】 ・獣医師の業務内容が非常に多岐に渡っており、診療業務や施設の安全管理を担う体制が十分整っているとはいえない現状にある。</p> <p>【課題】 ・上記の現状に鑑みて、日々の動物診療に加え、動物舎の安全点検や動物の健康管理全般に係る業務を円滑に遂行していくことが必要である。</p>
検討の背景等	<p>・短期的な取組として、まずは、ミーティングなどの充実を通し、情報共有の強化を図った。</p> <p>・一方で、中期的な取組として、他の動物園において多く導入されている、<u>獣医療に関する専門の組織(例えば「動物病院係」)</u>の設置について、検討していくこととした。</p>
他園館調査の結果	<p>・獣医療の専属組織:15園館に設置</p> <p>・組織名称:「動物病院」、「動物病院係」、「動物診療係」、「診療係」、「衛生係」等</p>
外部アドバイザーの意見	<p>・獣医師が頻繁に代わると、治療技術の向上のみならず飼育係からの信頼が失われかねない。</p> <p>・飼育係から独立して、獣医療の計画策定や質向上を行うことも重要。</p> <p>・飼育技術を習得し、飼育員と一体となった治療が必要。</p> <p>・獣医師が、治療のみならず、安全管理を担当すると、獣医師に動物の情報が集約される。</p> <p>・獣医師は、他の係よりも高い頻度でミーティングを行い、情報の共有を図ることが大事。</p> <p>・総務課と展示課を同じフロアにすると、コミュニケーションが格段によくなる。</p>
市民提案	<p>・獣医師は動物の診療と健康状態の管理に専念し、他の業務には従事しないほうがよい。(1件)</p> <p>・獣医師が飼育業務の現場に参加し、日々の動物の状態、変化を把握するほうがよい。(1件)</p> <p>・獣医師が飼育員とともに担当動物別・園全体でのカンファレンスを定期的に関催し、情報共有を図るべき。(2件)</p> <p>・獣医師の充足及び専門チームの強化、医療機器の充実が重要。(1件)</p> <p>・動物の事故による死亡や怪我の防止のため、リスクマネジメントの専門チームも必要。(1件)</p>
事務局からの提案	<p>○以下の理由から、新たな獣医療に関する専門的な組織を設けるべきではないか。</p> <p>・獣医療以外の事務作業、教育普及等と分業制をとり、獣医師の配置も含めて獣医療に特化できる体制が必要であること</p> <p>・獣医師について、日常的なカンファレンスや飼育担当との綿密な連携及び技術蓄積や技術向上に向けた組織的な動きを行う必要があること</p> <p>・また、診療方針検討や疾病予防対策及び安全管理対策を積極的に進めることが必要であること</p>

②人材確保・育成のあり方

<p>現状と課題</p>	<p>【現状】 ○飼育員の採用・配属 受験資格：高校卒業以下 職種：札幌市には「動物飼育員」という専門的な職種は存在しておらず、業務職員として採用されている。 配属：清掃事務所、学校給食等の配置場所の一つとして動物園に配属されている。</p> <p>【課題】 ・動物園では、飼育技術の継承が極めて重要となる。 ・最近では、動物園の飼育員を希望する者は、専門学校等に進学し、専門的な知識や技術を学ぶ傾向が強まっている。 ・上記に鑑みて、動物飼育の専門的知識や技術を有する人材の確保・育成が必要である。</p>
<p>検討の背景等</p>	<p>・全国には、動物飼育の専門的知識・技術を有する人材確保のため、専門職制度を導入している動物園もある。 こうした例も参考に、今後、外部アドバイザーからの助言を受けながら検討していくこととした。</p>
<p>他園調査の結果</p>	<p>・管理運営体制 直営：12園館、指定管理者：8園館、独立行政法人：0園館</p> <p>・飼育員の募集に関する要件 大学卒業以上：3園館、短大卒業以下：1園館、専門学校卒業以上：7園館、高校卒業以上：2園館、高校卒業以下：3園館、 学歴等不問：4園館</p> <p>・飼育職員の職 技術職員：13園館（うち5園館は技能職員と混在）、技能職員：4園館、業務職員：2園館（一部技術職員）、事務職員：1園館</p> <p>・飼育員の動物園外への異動の有無 あり：9園館、なし：11園館</p>
<p>外部アドバイザーの意見</p>	<p>・動物園では、人材育成と飼育技術の継承が極めて重要であるが、指定管理者制度は、これらの事柄を担い続けることは難しい。 ・独立行政法人化の検討も行ったが、動物の将来にとって十分なメリットが見込まれず、同時に検討していた他の園館とともに現状では導入を見送っている。</p> <p>・専門飼育員制度を導入し、大学等で動物の専門知識を学んだ人又は動物関連施設での実務経験のある人を動物飼育員として採用した結果、組織内の活性化が図られた。また、新施設計画の際のワーキンググループでも中心的な役割を果たした。</p> <p>・新制度導入の際には、既存職員の処遇への考慮（専門職への転換を可能にする等）も重要。</p> <p>・動物園の職員数の過不足の把握は難しい。たとえば、ネズミとゾウでは必要な職員数はまったく違う。このため、頭数や規模を物差しにして職員数が多い（少ない）と単純に論じることはできない。</p> <p>・動物種によっては、コミュニケーションや信頼関係を築くために1年以上を要するものもある。</p> <p>・動物園のすべての動物治療技術をマスターするには、3年以上の期間を要する。</p> <p>・3年を超えても動物園勤務が継続できるようにしないと、技術水準の維持は難しい。</p> <p>・内部の教育システムが重要。欧米では内部で教育を受けて、選ばれた人が次のステップに上がれる。</p> <p>・獣医師を含め、管理職の人事異動が激しいと人材が育たない。</p> <p>・獣医師には、10年ぐらいいは、動物園にいてほしい。一通りのことを学ぶには、そのぐらいの時間がかかる。</p> <p>・動物園の役割が、以前とは変わってきている。それに相応しい人材を確保するには、専門職制度も必要。</p>
<p>市民提案</p>	<p>・専門的な知識を身につけた人を採用してほしい。飼育員の職種を専門職とすべき。(11件)</p> <p>・専門的知識を身につけているかどうかは関係ない。課題は配属後の研修。(2件)</p> <p>・やる気のある人は積極的に採用したうえで、実務により不向きと判断されたならば、他部局に配置転換できるような柔軟な人事制度を用意すべき。(1件)</p> <p>・やる気があり、経験や知識を身につけている飼育員は、異動させずに、研修等によりさらに専門性を高めさせてほしい。(3件)</p> <p>・飼育員を一律に異動させないことにすることは反対。不適格な飼育員は業務から外してほしい。(10件)</p> <p>・人材育成にあたっては、他の動物園での研修の実施や経験ある人物の指導を受けることを検討してほしい。(7件)</p> <p>・ベテラン飼育員のノウハウを最大限活用すべき。(4件)</p> <p>・客観性と愛情をバランス良く持つ人材が必要。(2件)</p> <p>・定期的に他の園館の方法を学ぶシステムを構築してほしい。(1件)</p>
<p>事務局からの提案</p>	<p>○以下の理由から、飼育業務の内容実態は大きく変化しているため、現状に応じた職のあり方や採用方法などをさらに研究し、検討を深めていくべきではないか。また、中長期的な視点に立った人材育成プログラムを整備すべきではないか。</p> <p>・飼育員の業務は、動物の飼育（給餌、獣舎清掃等）だけではなく、飼育業務の計画作成や施設の安全配慮など、幅広い業務を担っていること</p> <p>・動物の飼育業務は、教育普及業務やエンリッチメントの立案・実施、ケアのためのトレーニング実施など、高度化、複雑化してきていること</p> <p>・アジアゾウの導入（平成30年度予定）を控えていること</p> <p>・動物飼育を長期間行うことにより、知識や経験が蓄積され、それが飼育技術の向上につながる</p>

③開園時間又は休園日のあり方

<p>現状と課題</p>	<p>【現状】 ○開園時間 夏期:9時~17時(8時間) 冬期:9時~16時(7時間) ○休園日 1年間:3.0日(12/29~12/31) ○職員の勤務時間(時季を問わず共通) 8時45分~17時15分(休憩:12時15分~13時00分)</p> <p>【課題】 ・上記の現状に鑑みて、動物の体調確認、各動物舎の安全点検及び職員の情報共有をより綿密に行うための時間を十分に確保する必要がある。</p>
<p>検討の背景等</p>	<p>・円山動物園の営業時間は1日8時間だが、他の主要な公営動物園は、平均7.5時間程度となっている。 ・また、休園日については、円山動物園は年間3日間のみだが、多くは毎週設けたり、まとめて時季で設けている動物園もある。 ・万全の態勢で動物園運営を行うためには、動物の体調確認や各動物舎の安全点検、職員の情報共有をより綿密に行うための時間を十分に確保する必要があるため、このため、他園の状況を参考に外部アドバイザーからの助言を受けながら検討していくことにした。 ・なお、この課題については、市民サービスの低下につながる懸念もあるため、慎重な検討が必要と考えている。</p>
<p>他園調査の結果</p>	<p>・開園時間(平均) 夏期:7時間42分 冬期:7時間21分 ・休園日数(平均) 年間:46.0日 週次設定:18園館(月曜日を基本とする園館が多数)</p>
<p>外部アドバイザーの意見</p>	<p>・毎週設けることで、大きく以下のメリットがある。 -動物たちのストレス軽減 -集中的な施設改修等、園内整備の実施、安全点検 -職員全体による会議、研修実施 -職員による繁殖に向けた準備作業 ・実際に休園日には、動物たちがリラックスしているように見受けられる場合もある。 ・今後、希少動物の導入が難しくなることから、繁殖推進は、極めて重要になってくる。 ・現在飼育している動物をより長生きさせることもこれまで以上に大事な考え方になってくる。 ・動物園の使命は、動物をきちんと見せられる状態で開園すること。そのためには、休園日も必要。 ・夜の動物園ですべての動物を見せる必要はない。生活のリズムが乱れる動物は、見せないことも大事。</p>
<p>市民提案</p>	<p>【開園時間】 ・開園時間は現状のままでもよい。(3件) ・開園時間や休園日は問題ではない。動物の休養よりも扱い方に問題がある。(1件) ・開園時間を短縮し、来園者不在時に動物の体調などを観察する時間、情報共有の時間を毎日設けるべき。(7件) ・開園時間を短縮して、その代わりに夜行性動物の活動を見る機会を増やすため、夜の動物園の期間を増やしてほしい。(1件)</p> <p>【休園日】 ・休園日を増やして、職員の勉強会、施設のチェック、飼育動物の健康チェック、トレーニング等に当ててほしい。(14件) ・季節ごとにまとまった期間の休園日を設けてほしい。(4件) ・休園日は、毎月1~2回程度設けてほしい。(3件) ・休園日は、他の園館並みに、週1回程度必要。(8件) ・毎週決まった日を休園日とするのは反対。土日が休みでない人も増えている。(1件) ・札幌市の場合は遠方からの観光客も多いので、休園日は、土日の直後に当たる月曜ではないほうがよい。(1件) ・休園日には来園者の目がないので、管理職や他の職員による監視体制を組むべき。(1件) ・休園日による減収分は、気軽にできる基金の機会(基金箱等)を増やして補填すればよいのではないか。(1件)</p>
<p>事務局からの提案</p>	<p>【開園時間】 ○以下の理由から、開園時間については、一定程度の短縮を図るべきではないか。 ・動物の体調確認や各動物舎の安全点検及び職員の情報共有をより綿密に行う必要があること ・動物の展示、当日のイベント情報の周知等、開園準備を万全に整えたいこと ・なお、冬期間(11月~1月)については、園路や獣舎の除排雪を一層徹底する観点から、適切な期間の設定について検討することが必要</p> <p>【休園日】 ○以下の理由から、休園日については、現状に加え、一定程度の増加を図るべきではないか。 ・上記開園時間のあり方に係る理由に加え、効率的かつ計画的な施設整備を行う必要があること ・夏期及び冬期間準備のため、施設の改修作業、看板類の点検作業、動物移動等を実施し、万全の体制を整えたいこと</p>

主要動物園の飼育・獣医療業務体制等に関する調査

(他園館調査)

結果

目 次

1.調査概要.....	49
1-1.調査方法.....	49
1-2.回答動物園の概要.....	49
2.調査結果.....	50
2-1.基本的な管理運営について（平成 27 年 4 月 1 日現在）.....	50
①管理運営体制.....	50
②組織体制.....	50
③職員体制.....	50
④飼育動物数.....	52
①飼育・獣医療部門の職員数.....	53
②獣医療・飼育部門の業務範囲（他の職種や経営・施設管理部門との役割分担）.....	54
③獣医療の専属組織.....	56
④飼育員の募集要件（学歴・年齢・資格・経験年数等の受験要件）.....	57
⑤飼育員の職種や学歴・資格要件等の見直し（過去 10 年以内）.....	57
⑥飼育業務の委託.....	58
⑦飼育の当直業務.....	58
⑧飼育員の業務内容.....	59
2-3.開園時間・休園日及び飼育・獣医療業務との関係について（平成 27 年度）.....	60
①開園時間.....	60
②休園日.....	61
③夜の動物園の開催概要.....	62
④勤務時間.....	63
⑤開園時間と勤務時間に差が生じる時間帯における飼育・獣医療部門の業務概要.....	63
⑥休園日における飼育・獣医療部門の業務概要.....	64
(参考) 調査票.....	65

1.調査概要

1-1. 調査方法

平成 27 年（2015 年）9 月 23 日～10 月 2 日、調査票の郵送によるアンケート方式により実施。

調査対象は、年間来園者数概ね 50 万人以上の公営動物園 20 園館。

1-2. 回答動物園の概要

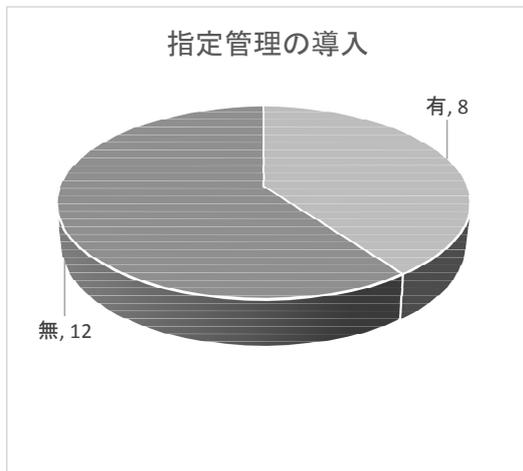
以下の 20 園館から回答を得た。

旭川市旭山動物園（北海道旭川市）、仙台市八木山動物公園（宮城県仙台市）、埼玉県こども動物自然公園（埼玉県東松山市）、東京都恩賜上野動物園（東京都台東区）、多摩動物公園（東京都日野市）、井の頭自然文化園（東京都武蔵野市）、千葉市動物公園（千葉県千葉市）、横浜市立野毛山動物園（神奈川県横浜市）、横浜市立よこはま動物園（神奈川県横浜市）、静岡市立日本平動物園（静岡県静岡市）、豊橋総合動植物公園（愛知県豊橋市）、名古屋市立東山公園動植物園（愛知県名古屋市）、京都市動物園（京都府京都市）、大阪市天王寺動物園（大阪府大阪市）、神戸市立王子動物園（兵庫県神戸市）、広島市安佐動物公園（広島県広島市）、愛媛県立とべ動物園（愛媛県伊予郡砥部町）、福岡市動植物園（福岡県福岡市）、熊本市動植物園（熊本県熊本市）、鹿児島市平川動物公園（鹿児島県鹿児島市）

2.調査結果

2-1. 基本的な管理運営について（平成 27 年 4 月 1 日現在）

①管理運営体制

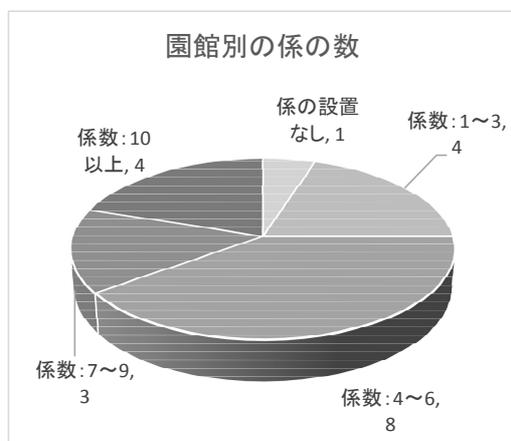
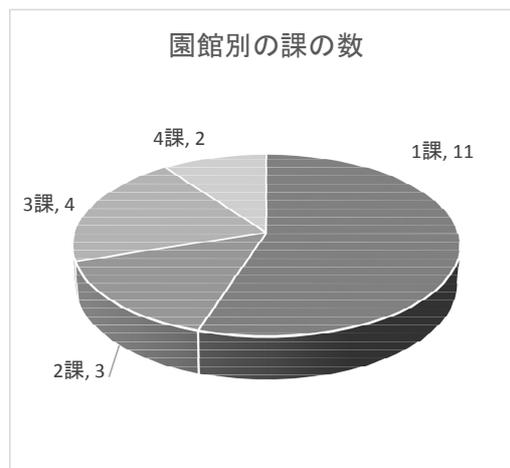
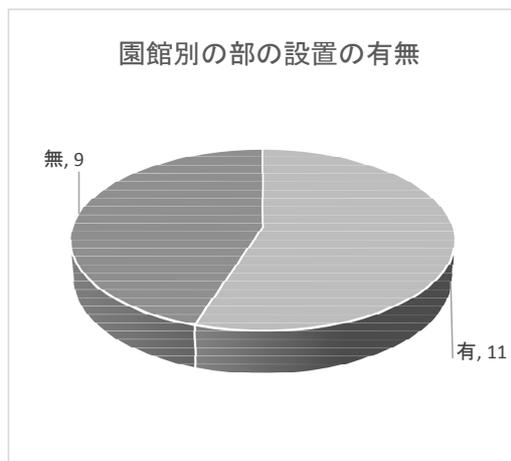


指定管理制度を導入しているのは 8 園館。

指定管理制度の導入時期は、7 園館が平成 18 年 4 月、残る 1 園館が 20 年 4 月となっている。

円山動物園では指定管理制度は導入しておらず、直営で運営されている。

②組織体制



動物園内の組織体制を、部・課・係の数でみると、「部」は、0（部を設置していない）が 9 園館、1（1 部体制）が 11 園館がと、約半数ずつとなっている。

「課」は、1 課体制の動物園が 11 園館ともっとも多く、最大は 4 課体制（2 園館）である。

「係」は、4～6 係体制が 8 園館と、もっとも多い。10 以上の係がある動物園が 4 園館ある一方、係を設置していない動物園も 1 園館ある。

なお、円山動物園は、1 部 2 課 6 係体制である。

（注）2 園館では係を設置せず、代わりに班を設置しているが、ここでは、便宜上、これらも係として集計した。

③職員体制

調査対象 20 園館及び円山動物園の職員体制（部門ごとの職員数の構成）は、下の表の通りである。

職員体制 正職員／臨時・非常勤職員別(20園館の平均、及び、円山動物園)

部門(課・係等)構成と主な業務項目	正職員 合計	臨時・ 非常勤 合計	全職員数
園長(副園長)	1.7	0.3	2.0
経営(計画策定・庶務・予算・経理等)	6.9	2.1	8.9
施設管理(施設の点検・補修・改修等)	5.3	1.2	6.5
獣医療(動物の診療・健康管理等)	4.1	0.6	4.7
飼育(動物の給餌・観察・繁殖・清掃等)	26.8	6.8	33.6
教育普及(総合学習・環境教育等)	6.2	1.9	8.1
小計	51.1	12.8	63.9
円山動物園	43	11	54
その他園内サービス(遊園地・駐車場等)	5.3	6.9	12.2
合計	56.2	19.6	75.8

職員体制 内訳(20園館の平均、及び、円山動物園)

部門(課・係等)構成と主な業務項目	正職員						臨時職員	非常勤職員
	事務職員	技術職員 (獣医師)	技術職員 (畜産等)	技能職員	業務職員	再任用		
園長(副園長)	0.6	0.6	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3
経営(計画策定・庶務・予算・経理等)	6.0	0.1	0.7	0.2	0.0	0.0	1.3	0.8
施設管理(施設の点検・補修・改修等)	0.9	0.1	1.4	2.5	0.4	0.2	0.3	0.9
獣医療(動物の診療・健康管理等)	0.0	3.9	0.2	0.0	0.0	0.0	0.2	0.5
飼育(動物の給餌・観察・繁殖・清掃等)	1.3	0.8	12.9	7.9	3.9	0.2	3.2	3.6
教育普及(総合学習・環境教育等)	0.7	0.7	2.2	2.7	0.0	0.0	0.9	1.1
小計	9.4	6.0	17.7	13.2	4.3	0.4	5.8	7.0
円山動物園	13	8	0	1	20	1	6	5
その他園内サービス(遊園地・駐車場等)	2.4	0.1	0.1	0.8	2.1	0.0	3.8	3.1
合計	11.8	6.0	17.8	14.0	6.4	0.4	9.6	10.1

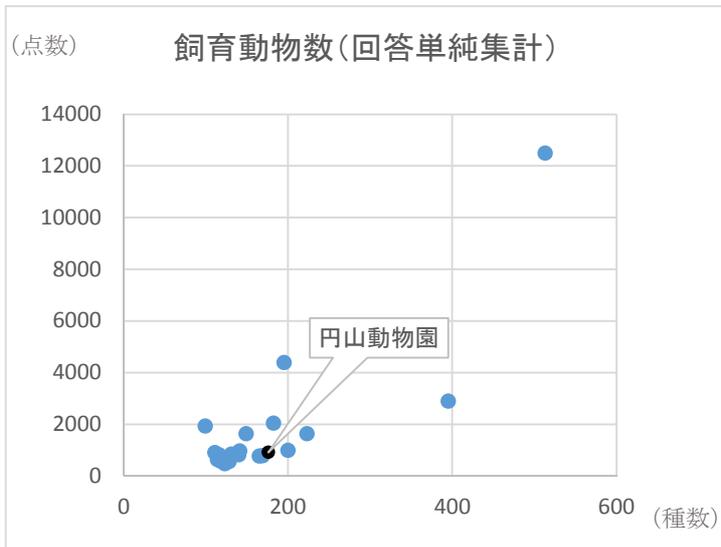
※四捨五入の関係で、各項目を合計した数字が、合計欄の数字と一致しない場合がある。

20 園館の全職員数を平均すると 76 名（正職員数 56 名、臨時・非常勤職員数 20 名）であるが、上の表の主な業務項目のうち、「その他園内サービス（遊園地・駐車場等）」については、円山動物園では該当がない（遊園地は運営しておらず、駐車場は別組織で運営されている）ことから、「その他園内サービス」を除いてみると（上の表の「小計」参照）、20 園館の平均職員数は 64 名、うち、正職員数 51 名、臨時・非常勤職員数 13 名となっている。

これに対し、円山動物園は、全職員数 54 名、うち、正職員数 43 名、臨時・非常勤職員数 11 名と、全職員数、正職員数、臨時職員数のいずれも、他園館の平均をやや下回っている。

④飼育動物数

各園館の飼育動物数を種の数でみると、最少が 99 種、最多が 513 種である。また、点数でみると、最少が 479 種、最多が 12,498 点である（下図）。



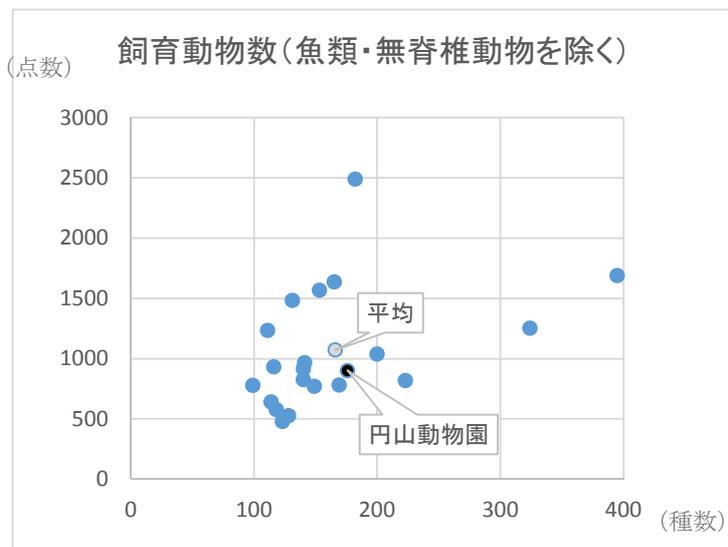
本調査における回答を単純集計すると上図の通りだが、20 園館の回答の中には、魚類や無脊椎動物を含む総数と、魚類や無脊椎動物を除いた総数とが混在している。このため、集計結果には、上図のように、大きなばらつきが生じており、評価が難しい。

そこで、魚類及び無脊椎動物を除く飼育点数を、『日本動物園水族館年報（平成 26 年度）』（公益社団法人日本動物園水族館協会）から抽出し、比較したのが下図である。

これによると、種の数では最少が 99 種、最多が 395 種である。また、点数でみると、最少が 479 種、最多が 2,489 点である。調査対象の 20 園館の平均では、166 種 1,071 点である。

これに対し、円山動物園は、176 種 901 点であり、動物種数では他園館に比べてやや多く、動物点数ではやや少ない結果となっている。

なお、飼育点数は、動物のサイズや、動物ごとの飼育の難しさ等を考慮していない数字であり、解釈には注意が必要である。



(注) 『日本動物園水族館年報（平成 26 年度）』を元に作成。

2-2. 飼育・獣医療体制について（平成27年4月1日現在）

①飼育・獣医療部門の職員数

飼育・獣医部門の職員数（20園館平均）は、下の表の通りである。

	技術職員 (獣医師)	事務職	技術職 (畜産等)	技能職	業務職	再任用	臨時・ 非常勤	計	正職員 比率
20園館 平均	4.9	1.9	14.2	8.9	2.6	0.3	7.4	40.1	81.7%
(参考)円山動物園	8	1	0	0	20	0	6	35	82.9%

飼育・獣医部門の職員数合計の平均は40.1名、また、正職員比率は81.7%である。

円山動物園の当該部門の職員数は35名（平均の87%）、正職員数比率は82.9%である。飼育動物数（点数）との関係でみると、円山動物園の飼育動物数（点数）は20園館平均よりやや少ない（84%程度）ことから、円山動物園の飼育・獣医療部門の職員数は、他園館の平均的な姿に近いといえる。

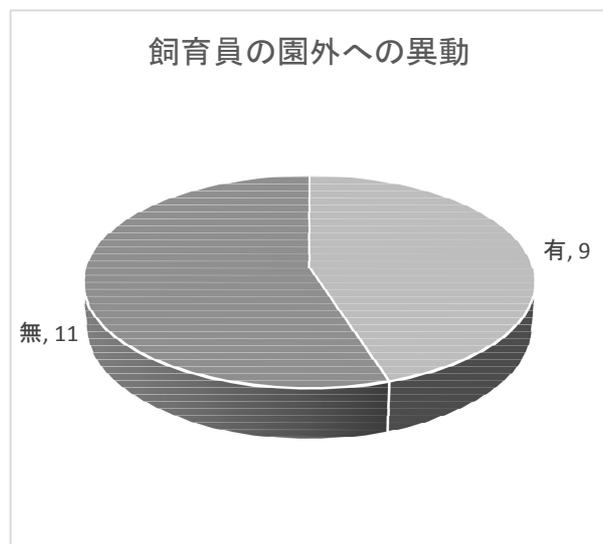
飼育員の職（下表）は、技術職員が13園館でもっとも多く、ついで技能職員が4園館、業務職員が2園館、事務職員が1園館となっている。

なお、円山動物園では、飼育員は業務職員である。

技術職員	技能職員	業務職員	事務職員
13	4	2	1

※技術職員13園館のうち5園館は技能職員と混在。

また、業務職員2園館は一部技術職員。

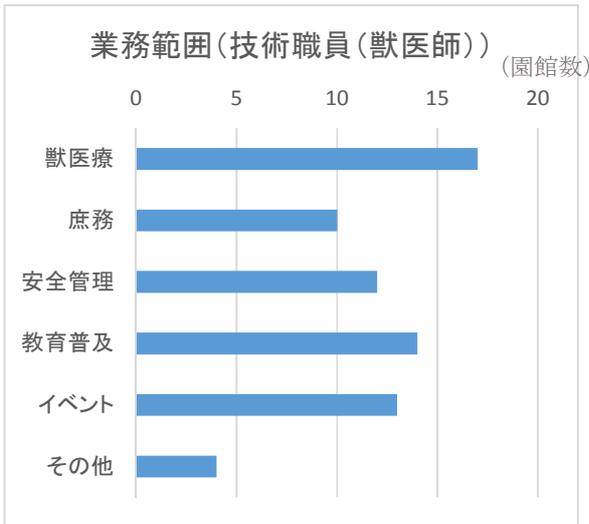


飼育・獣医療部門の職員のうち、飼育員の動物園外への異動については、9園館が「有」、11園館が「無」となっている。

半数以上の動物園で、飼育員が動物園のみに勤務する専門職的な立場となっていることがわかる。

なお、円山動物園では、飼育員の動物園外への異動は「有」である。

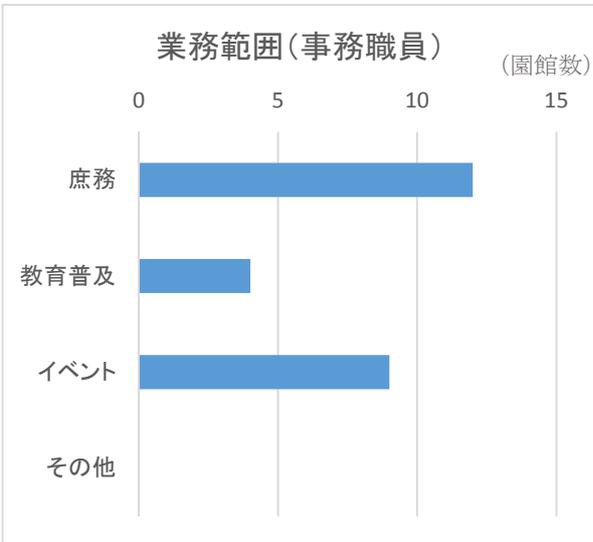
②獣医療・飼育部門の業務範囲（他の職種や経営・施設管理部門との役割分担）



獣医療・飼育部門の職員のうち、技術職員（獣医師）の業務範囲をみると、もっとも多い回答は「獣医療」であり、17 園館で業務の対象としている。

また、「課・係の庶務」「動物舎施設の安全管理」「教育普及」「イベント」の各業務についても、10 園館（調査対象の半数）以上で、技術職員（獣医師）の業務の対象となっている。

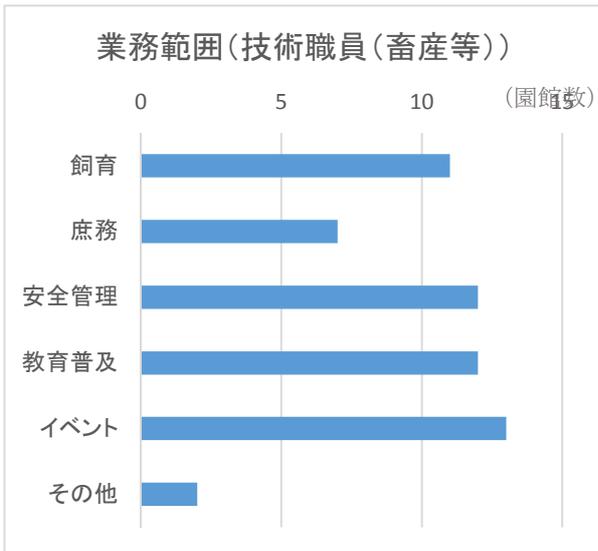
なお、円山動物園では、「イベント」以外のすべての業務が対象となっており、概ね、他園館と同様の業務が行われているといえる。



事務職員は、「課・係の庶務」を業務範囲としている園館が 12 園館、「イベント」を業務範囲としている園館が 9 園館と、それぞれ半数近い。

一方、「教育普及」を業務範囲としている園館は、4 園館にとどまっている。

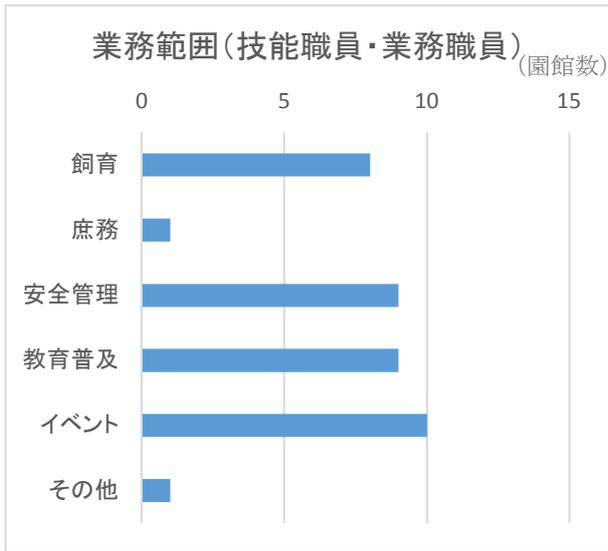
なお、円山動物園では、「イベント」以外のすべての業務が対象であるほか、その他として「大型動物導入」が業務範囲となっている。



技術職員（畜産等）は、「飼育」「動物舎施設の安全管理」「教育普及」「イベント」の各業務が半数以上の園館で業務範囲となっている。

これに対し、「課・係の庶務」を技術職員（畜産等）の業務としている園館は、7 園館にとどまっている。

なお、円山動物園では、技術職員（畜産等）は配置されていない。

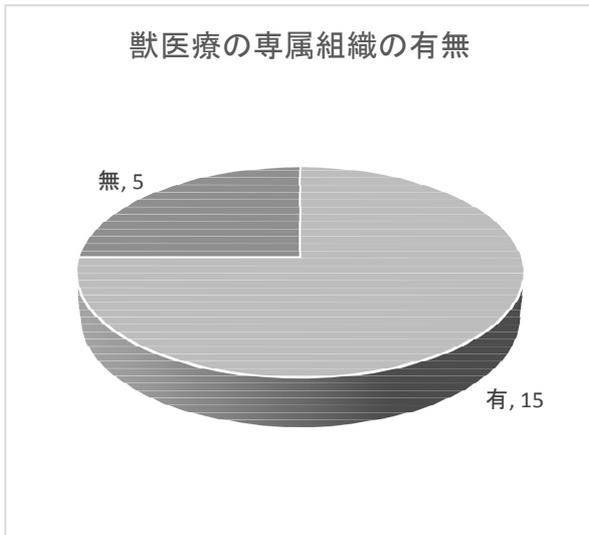


技能職員・業務職員は、「飼育」「動物舎施設の安全管理」「教育普及」「イベント」を業務範囲としている園館が約半数ある。

一方、「課・係の庶務」を業務範囲としている園館は、1園館に過ぎない。

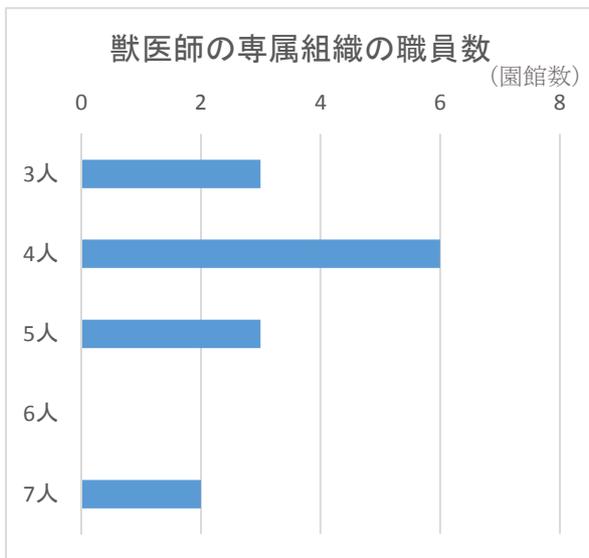
なお、円山動物園では、「課・係の庶務」及び「イベント」以外のすべての業務が対象となっており、概ね、他園館と同様の業務が行われているといえる。

③ 獣医療の専属組織



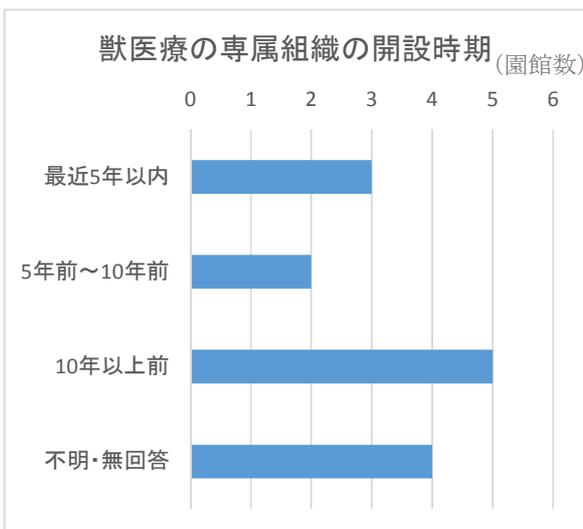
獣医療の専属組織は、20 園館中 15 園館で設置されている。一方、専属組織がない動物園は 5 園館（25%）にとどまっている。

円山動物園には、獣医療の専属組織は設置されていない。



獣医療の専属組織が設置されている 18 園館について、専属組織に所属している職員（獣医師）数を見ると、4 人が 6 園館ともっとも多く、ついで、3 人、5 人がそれぞれ 3 園館となっている。

(注)左図のうち、「7 人」との回答の 2 園館については、同じ獣医師（7 人）がこの 2 園館を兼務している。

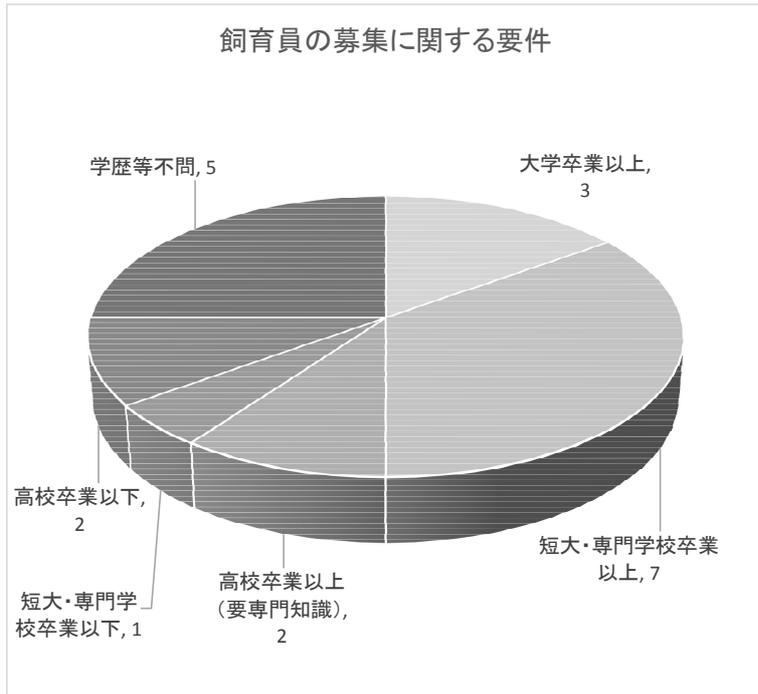


専属組織の開設時期は、開園と同時を含めた 10 年以上前が 5 園館ある一方、最近 5 年以内に新たに設置した動物園も 3 園館ある。

なお、専属組織の名称は、「動物病院係」が 5 園館ともっとも多く、ついで、「診療係」「動物診療係」など「診療」を冠した名称が 3 園館、「衛生係」「指導衛生係」など「衛生」を冠した名称が同じく 3 園館となっている。

最近 5 年以内に専属組織を開設した園館（3 園館）の開設理由は「技術向上のため」（2 園館）、「飼育部門も獣医師の担当としたため」（1 園館）となっている。

④飼育員の募集要件（学歴・年齢・資格・経験年数等の受験要件）

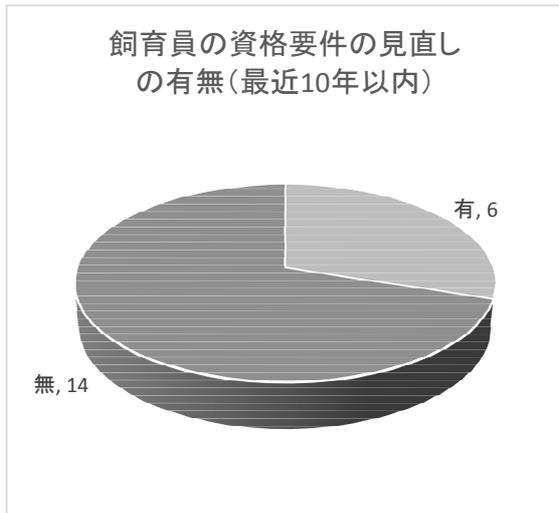


飼育員の募集に関する要件は、大学卒業以上が3園館、短大・専門学校以上が7園館、高校卒業以上（かつ専門知識または実務経験が必要）が2園館となっており、これらを合わせると12園館（60%）が大学（院）・短大・専門学校等で動物に関する専門知識を習得するか、実務経験の習得を要件としている。

円山動物園の受験要件は「高校卒業以下」であるが、同様の園館は2園館（10%）である。

また、学歴等の条件がない動物園は5園館（25%）ある。

⑤飼育員の職種や学歴・資格要件等の見直し（過去10年以内）



飼育員の職種や学歴・資格要件の見直しを、過去10年以内に実施した動物園は、6園館である。

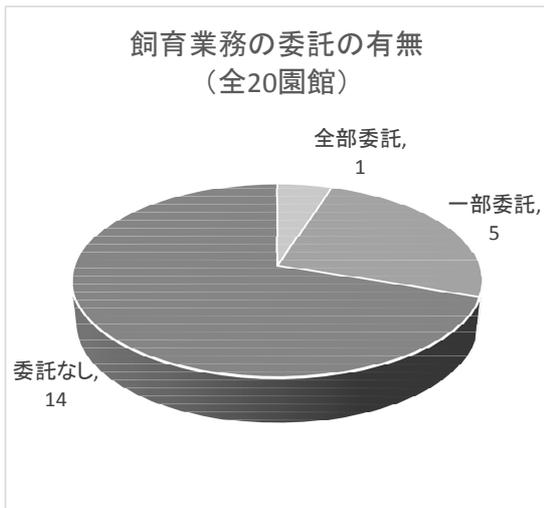
見直しの内容は、6園館中4園館が、飼育員に専門性を持たせるものとなっている（具体的内容は後述）。その理由としては、飼育業務に求められる専門的知識の水準が高くなっていること等、動物園を取り巻く情勢の変化が上げられている。この結果、4園館のうち、2園館では飼育員の受験要件が大学卒業以上に変更された。また、1園館では大学・専門学校等での動物に関する課程・学科の修了に改められた。

このほか、6園館中2園館については、飼育員に専門性を持たせること以外の理由により、要件の見直しを行っている。

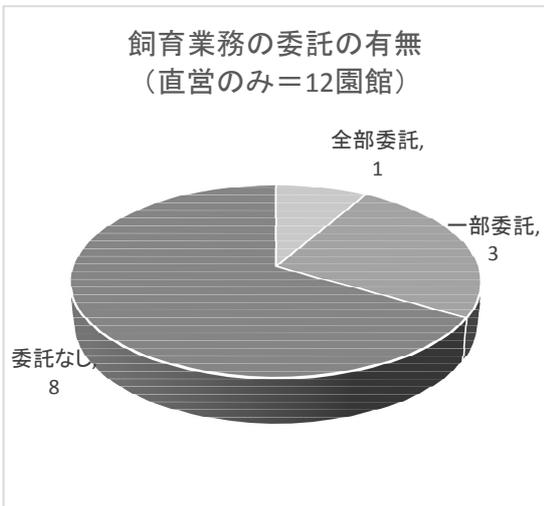
<飼育員に専門性を持たせる見直しを行った4園館の見直し内容>

- 「従来は技能職が担当していた飼育業務について専門職の採用を開始」
- 「従来は労務職で採用していたが畜産技師の採用を開始」
- 「飼育職を畜産系技術職に変更して採用を開始」
- 「成績優秀な者を技能職から事務・技術職に変更」

⑥飼育業務の委託



飼育業務の外部への委託は、20 園館中 6 園館で行われている。



このうち、直営で運営されている（=指定管理制度を導入していない<2.1-①参照>）園館（12 園館）のみに限ってみると、12 園館中 4 園館（33%）で、飼育業務の外部への委託が行われている。

そのうち 1 園館では、すべての飼育業務を、自治体から公益財団法人へと委託している。

他の 3 園館は、一部の業務のみを委託している。委託業務の内容は、いずれも、子ども動物園（ふれ合いコーナー）の業務である。

なお、円山動物園では、飼育業務の委託は行っていない。

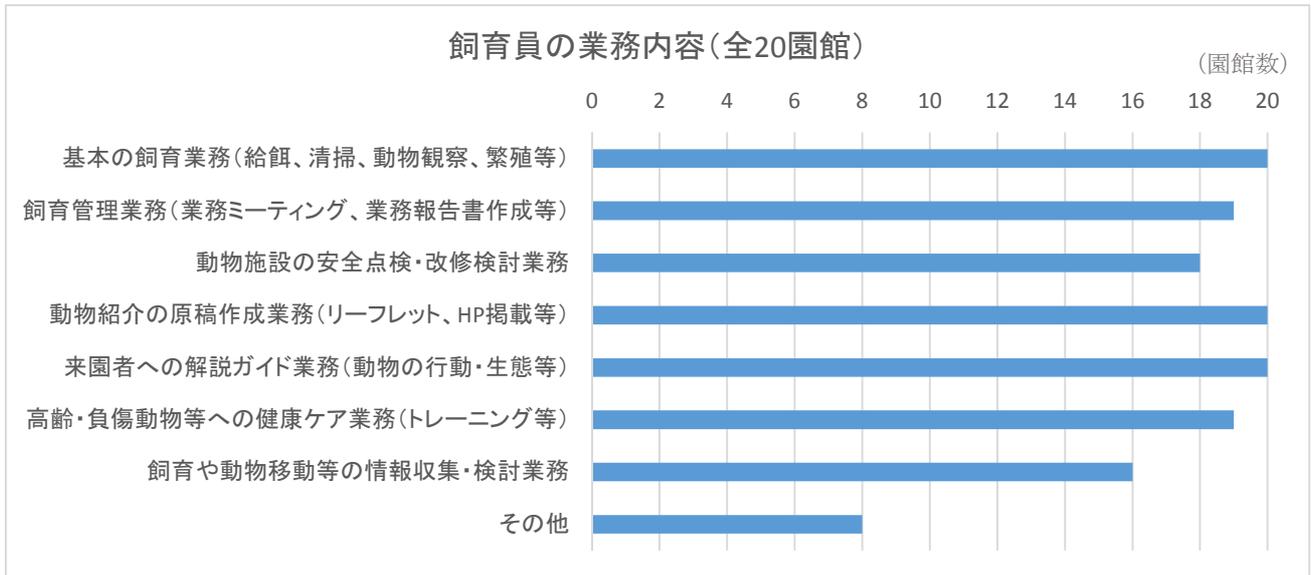
⑦飼育の当直業務

飼育員が飼育の当直業務を行っている動物園はなかった。

円山動物園も、他の園館同様、飼育の当直業務は行っていない。

⑧飼育員の業務内容

飼育員の業務内容について、各業務が全20園館のうち何園館で行われているのかをまとめた。

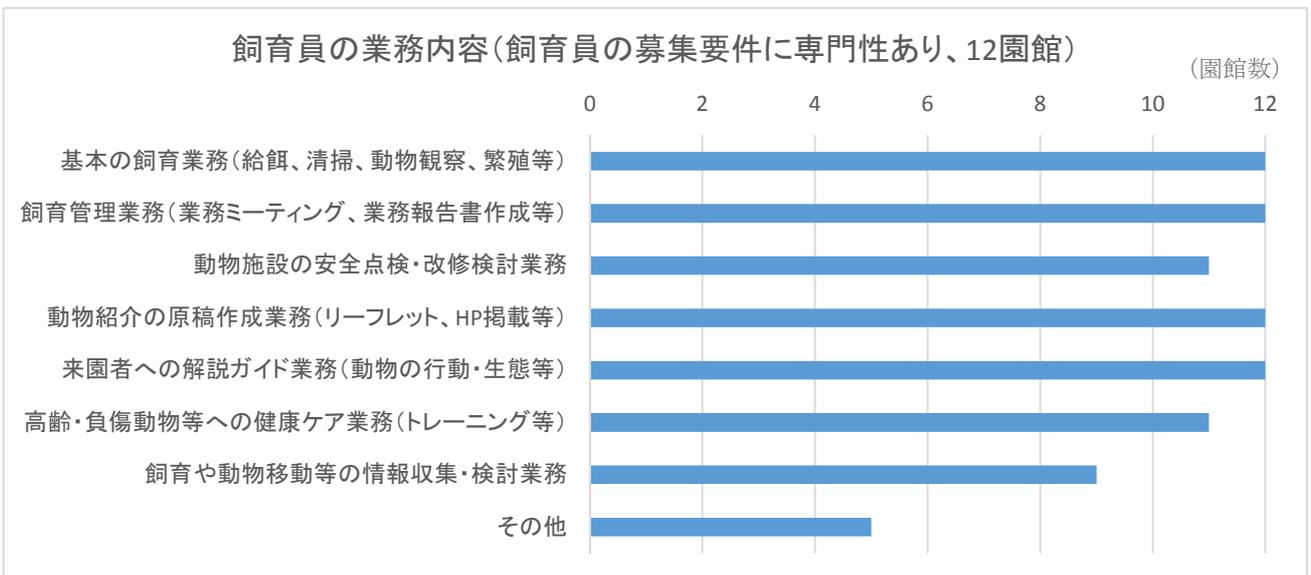


これによると、大半の動物園で、選択項目の業務のほぼすべてが飼育員の業務の対象とされている。単なる飼育のみならず、来園者へのガイドや動物のトレーニング等、広範に及んでいることがわかる。

とくに「基本の飼育業務(給餌、清掃、動物観察、繁殖等)」、「動物紹介の原稿作成業務(リーフレット、HP掲載等)」、「来園者への解説ガイド業務(動物の行動・生態等)」は、全20園館で行われている。なお、円山動物園においては、上記の全項目が飼育員の業務内容とされている。

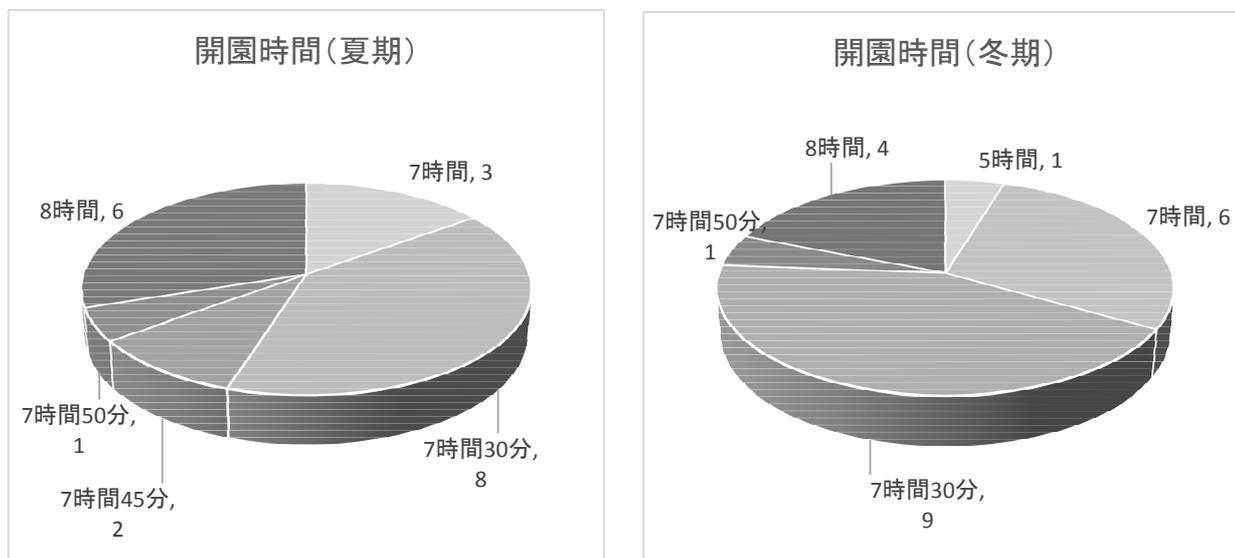
ちなみに、これを、飼育員の募集に関する募集要件を「大学卒業以上」「短大・専門学校以上」「高校卒業以上(かつ専門知識または実務経験が必要)」としている12園館のみで見ると、下図の通りである。すべての園館で業務内容とされているものは、上記20園館であげられた3項目に加え、「飼育管理業務(業務ミーティング、業務報告書作成等)」が上げられている。

なお、「その他」の回答内容(自由記入)としては「イベント実施」「掲示物作成」「研修生指導」「傷病鳥獣・拾得動物の受け入れ」「調査・研究」「餌の調達」「飼育実習生の指導」等が上げられている。



2-3. 開園時間・休園日及び飼育・獣医療業務との関係について（平成 27 年度）

①開園時間



開園時間は、夏期、冬期とも、7時間30分がもっとも多い。

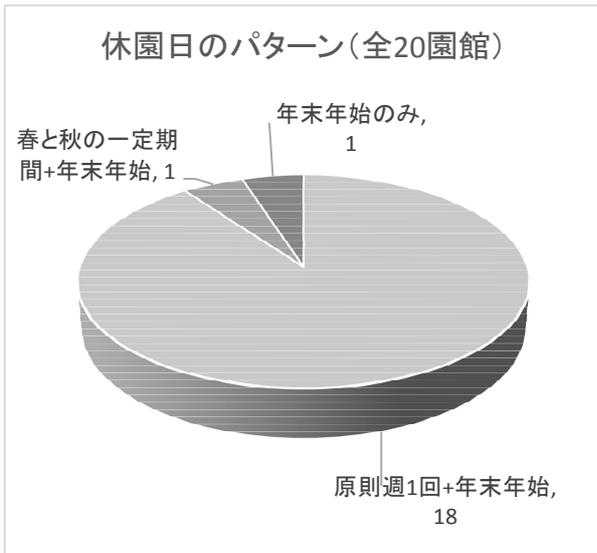
夏期は、もっとも短い園館は7時間（3園館）、もっとも長い園館は8時間（6園館）である。

冬期は、もっとも短い園館は5時間（1園館）、もっとも長い園館は8時間（4園館）である。

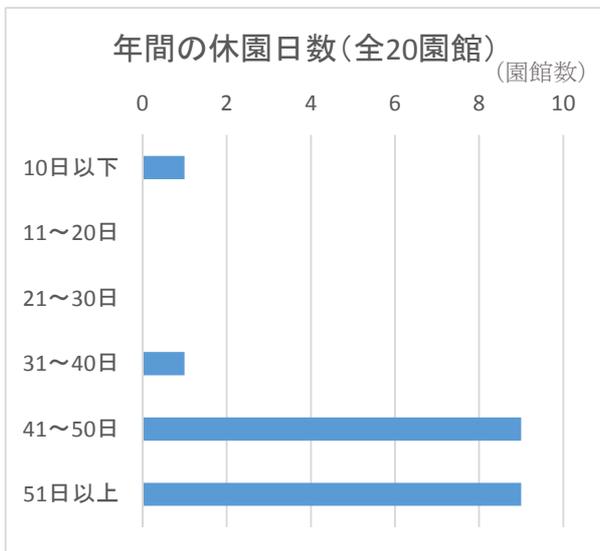
全20園館の開園時間を単純平均すると、夏期は7時間37分、冬期は7時間22分である。

円山動物園と比較すると、夏期（円山動物園は8時間）では、円山動物園より開園時間の短い園館が14園館（調査対象の70%）ある。また、冬期（円山動物園は7時間）では、円山動物園より開園時間の短い園館が1園館（5%）ある一方、円山動物園と同じ（7時間）園館は6園館（30%）、円山動物園より長い園館は14園館（70%）ある。

②休園日

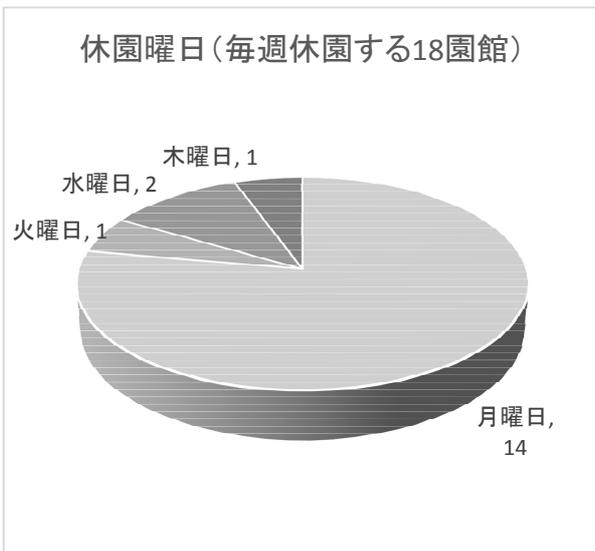


休園日のパターンをみると、20 園館中 18 園館 (90%) で、毎週いずれかの曜日に休園日が設けられている (ただし、「休園日の曜日が祝日に当たる週には休園日を設けない」等の対応を行っている動物園も多い)。



上記の結果、20 園館中 18 園館では、年間の休園日数が 41 日以上となっている。

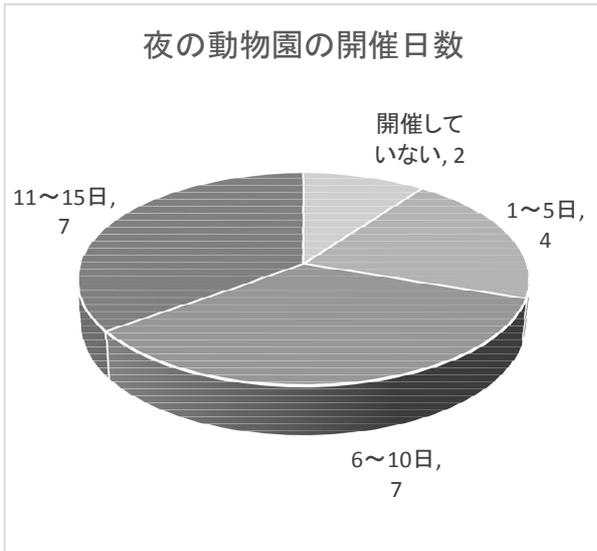
円山動物園と同様に年末年始の数日間のみを休園日としている動物園は、1 園館のみである。



原則週1回以上の休園日を設けている18園館について、基本の休園曜日をみると、月曜日が14園館(78%)と多数を占めている。

ついで、水曜日が2園館(11%)、火曜日、木曜日がそれぞれ1園館(5.6%)となっている。

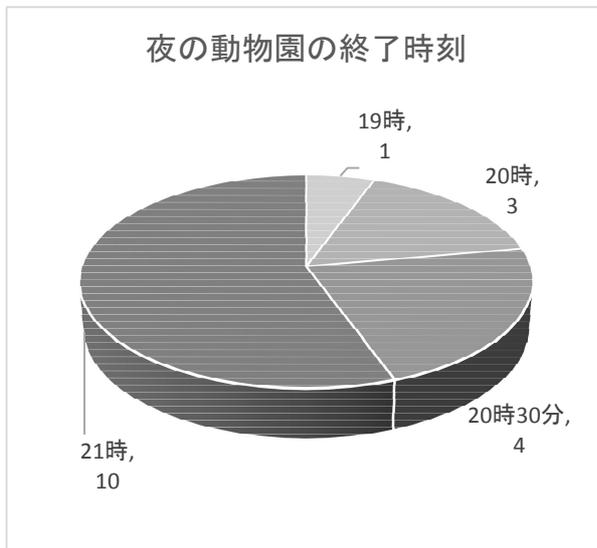
③夜の動物園の開催概要



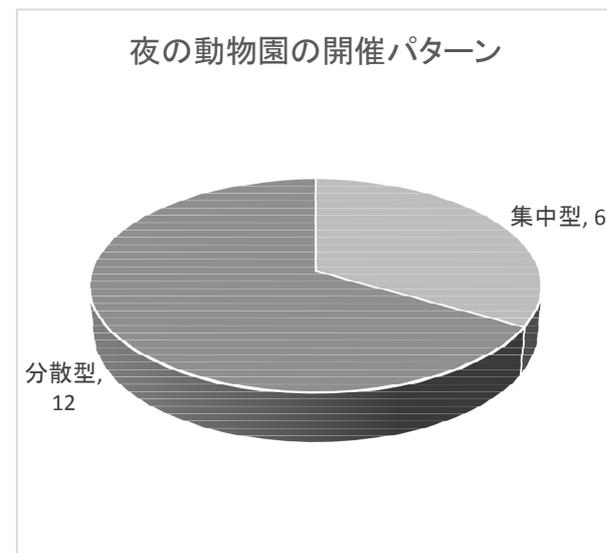
夜の動物園は、調査対象の 20 園館のうち 18 園館で開催されている。

開催日数は、6～10 日と 11～15 日がそれぞれ 7 園館ずつであり、残る 4 園館は 1～5 日である。開催している動物園 18 園館の平均では、8.7 日である。

なお、円山動物園の開催日数は、10 日である。

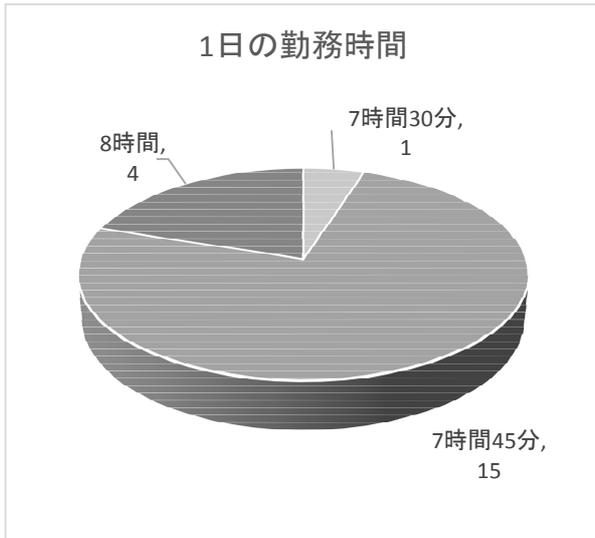


夜の動物園を開催している 18 園館について、夜の動物園の営業終了時刻をみると、半数以上の 10 園館が 21 時（円山動物園と同様）となっており、ついで 20 時 30 分が 4 園館、20 時が 3 園館、19 時が 1 園館となっている。



夜の動物園の開催パターンについては、一定期間の連続した日に開催する「集中型」が 6 園館、夏休み時期の土日など数回に分けて開催する「分散型」（円山動物園と同じ方式）が 12 園館と、分散型のほうが多い。

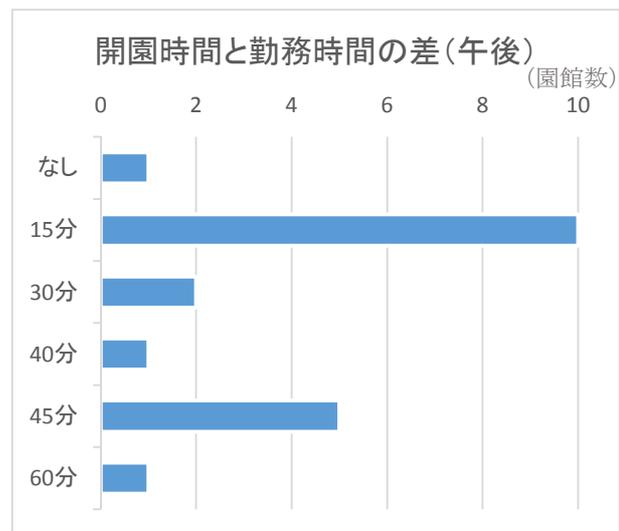
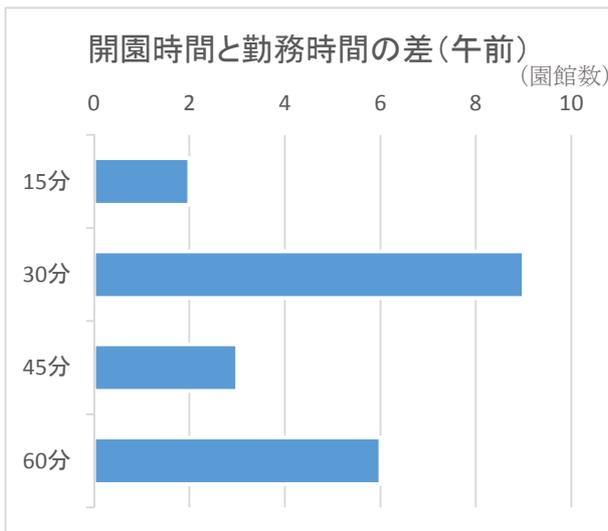
④勤務時間



職員の勤務時間は、7時間45分が15園館と、全体の75%を占めている。ついで、8時間が4園館、7時間30分が1園館となっている。

円山動物園は7時間45分であり、他園館とほぼ同様であるといえる。

⑤開園時間と勤務時間に差が生じる時間帯における飼育・獣医療部門の業務概要



開園時間と勤務時間に差が生じる時間を、午前（開園前）と午後（閉園後）に分けてみると、午前では30分が9園館ともっとも多く、午後では15分が10園館ともっとも多い。

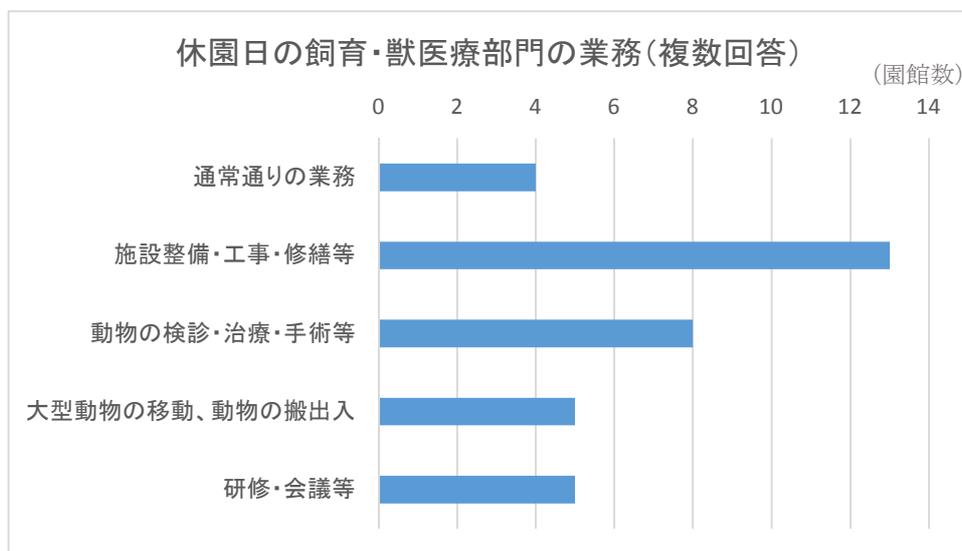
平均では、午前は39分、午後は26分である。

この時間帯における業務の内容については、午前では「展示準備等」が16園館「ミーティング、情報共有等」が10園館、午後では、「動物の収容等」が10園館、「ミーティング等」が6園館、「飼育日誌作成等」が6園館となっている（なお、本回答欄は自由記入欄であるため、無回答もある）。

円山動物園は、午前、午後とも15分であり、いずれも平均を下回っている。とくに、午前については、15分との回答は全体の10%（2園館）しかなく、90%（18園館）の園館では15分を超える時間が確保されていることから、円山動物園の時間は他園館に比べて短いといえる。

⑥休園日における飼育・獣医療部門の業務概要

休園日における飼育・獣医療部門の業務については、円山動物園と異なるケースを分析するという観点から、円山動物園同様に年末年始のみを休園とする1園館を除く19園館について回答を集計した。



(注) 対象は、休園日が年末年始のみの1園館を除いた19園館。

開園日と同じく通常通りの業務を行っている動物園が4園館(21%)ある一方、他の15園館(79%)は開園日には実施することが難しい業務を行っている。

もっとも多いのは、立会いが必要な工事や施設のメンテナンスであり、13園館(68%)がこうした業務に休園日を充てている。また、8園館(42%)では動物の検診・治療・手術等を、5園館(26%)が大型動物の移動や搬出入、あるいは、研修・会議等を実施している。

(参考) 調査票

主要動物園の飼育・獣医療業務体制等に関する調査票

札幌円山動物園 宛 平成 年 月 日 (動物園名)

1. 基本的な管理運営について (平成27年4月1日現在)

① 管理運営体制

◇ 指定管理の導入 有 無 (いずれかに○印をお願いします。)
 < 指定管理導入の動物園のみ記載 >
 ◇ 団体名 (時期): _____ (平成 年 月 日)
 ◇ 背景・理由: _____

② 組織体制

部 課 係体制 (係名称・係員数を記載した動物園全体組織図の添付をお願いします。)

③ 職員体制

部門 (課・係等) 構成と主な業務項目	正 職 員					(内訳) 再任用	臨時 職員	非常勤 職員	合計数
	事務 職員	技術職員 (獣医師)	技術職員 (畜産等)	技能 職員	業務 職員				
園長 (副園長)									
経営 (計画策定・庶務・予算・経理等)									
施設管理 (施設の点検・補修・改修等)									
獣医療 (動物の診察・健康管理等)									
飼育 (動物の給餌・観察・繁殖・清掃等)									
教育普及 (総合学習・環境教育等)									
その他園内サービス (遊園地・駐車場等)									

④ 飼育動物数

総数 種 点 (動物種ごとに個体数が記載された資料の添付をお願いします。)

2. 飼育・獣医療体制について (平成27年4月1日現在)

① 飼育・獣医療部門の職員数

職種	部長職	課長職	係長職	主任職	一般職	<左記の内訳>		動物園外 の異動
						飼育員	半役員	
技術職員 (獣医師)								有 無
事務職員								有 無
技術職員 (畜産等)								有 無
技能職員								有 無
業務職員								有 無
臨時職員								有 無
非常勤職員								有 無

※ 補足の必要がある場合は、ご記入ください。(例示: 業務上の職階として班長・課長の設置等)

② 獣医療・飼育部門の業務範囲 (他の職種や経営・施設管理部門との役割分担)

職種	業務項目 (該当項目に○印をお願いします。)	他の職種や経営部門等との間で、業務分担の調整事項について記載願います。 (例示: ◇餌の管理・購入事務は経営部門、◇教育普及は獣医師が担当)
技術職員 (獣医師)	獣医療・課・係の庶務・動物舎施設の安全管理 ・教育普及・イベント・その他 ()	◇ ◇
事務職員	課・係の庶務・教育普及・イベント その他 ()	◇ ◇
技術職員 (畜産等)	飼育・課・係の庶務・動物舎施設の安全管理 ・教育普及・イベント・その他 ()	◇ ◇
技能職員 業務職員	飼育・課・係の庶務・動物舎施設の安全管理 ・教育普及・イベント・その他 ()	◇ ◇

③ 獣医療の専属組織（例示：◇動物病院係、◇診療係 等）

有 無 （有の場合→組織名称・職員数）： _____、職員数（獣医師） _____ 人
 （有の場合→設置の時期・背景）：時期→平成 _____ 年 _____ 月設置、背景→ _____
 （有の場合→業務概要） _____

④ 飼育員の募集要件（学歴・年齢・資格・経験年数等の受験要件）

（例示：◇大学卒業以上（畜産系の科目履修が必要）、◇高等学校卒業以下 等）

⑤ 飼育員の職種や学歴・資格要件等の見直し（過去10年以内）

有 無 （有の場合→見直した時期）：平成 _____ 年 _____ 月に見直し実施。
 （有の場合→見直し理由・前後の職種と資格要件等の留意事項・経過措置等の概要） _____

 （例示：飼育業務の質的向上のため技能職から技術職に変更し、経過措置で平成35年度まで職種混在している。）

⑥ 飼育業務の委託

有（全部・一部） 無 （いずれかに○印をお願いします。）
 （有の場合→委託先の団体名・従事者数）： _____ ・ _____ 名従事
 （有の場合→業務範囲）： _____ （例示：こども動物園のみ業務委託）

⑦ 飼育の当直業務

有 無 （無の場合→委託業務等の概要） _____

⑧ 飼育員の業務内容

① 基本の飼育業務（給餌、清掃、動物観察、繁殖等） ⑤ 来園者への解説が이드業務（動物の行動・生態等）
 ② 飼育管理業務（業務ミーティング・業務報告書作成等） ⑥ 高齢・負傷動物等への健康ケア業務（トレーニング等）
 ③ 動物施設の安全点検・改修検討業務 ⑦ 飼育や動物移動等の情報収集・検討業務
 ④ 動物紹介の原稿作成業務（リフレット・HP掲載等） ⑧ その他（ _____ ）
 （担当者・頻度・内容を問わず、飼育員の業務とされるものは、項目すべてに○印をお願いします。）

3 開園時間・休園日及び飼育・獣医療業務との関係について（平成27年度）

① 開園時間

◇夏 期： 時 _____ 分～ 時 _____ 分 ◇冬 期： 時 _____ 分～ 時 _____ 分
 ◇実施時期：昭和・平成 _____ 年 _____ 月（以前の開園時間：夏期 時 _____ 分・冬期 時 _____ 分）
 ◇実施事由： _____ （例示：円滑な飼育業務等のため）

② 休園日（年間）

◇ 日間：内訳 _____ （例示：毎週月曜日、12月29日～1月1日）
 ◇実施時期：昭和・平成 _____ 年 _____ 月（以前の休園日： _____ 日間）
 ◇実施事由： _____ （例示：飼育業務の進捗管理等のため）

③ 夜の動物園の開催概要

◇ 日間（開催日の設定）： _____ （例示：夏休みの毎週土曜日）
 （期間： _____ 月 _____ 日～ _____ 月 _____ 日）（時間： _____ 時 _____ 分～ _____ 時 _____ 分）

④ 勤務時間

◇ _____ 時 _____ 分～ _____ 時 _____ 分（休憩・休息： _____ 時 _____ 分～ _____ 時 _____ 分）（昭和・平成 _____ 年度実施）

⑤ 開園時間と勤務時間に差が生じる時間帯における飼育・獣医療部門の業務概要

◇午前 _____ 時 _____ 分： _____
 ◇午後 _____ 時 _____ 分： _____
 <例示> ◇午前 時 30分：◇飼育担当係の業務ミーティング（本日の行事・動物治療に関する情報共有 等）
 ◇午後 1時 00分：◇飼育課の業務ミーティング（動物の観察・治療の結果等に関する情報共有 等）

⑥ 休園日における飼育・獣医療部門の業務概要

<例示> ◇毎週月曜日の休園日には、
 ・午前開催の飼育課業務ミーティング（動物の健康状態を情報共有 等）
 ・午後開催の飼育課動物診療係の点検業務（動物施設の安全点検 等）
 ◇冬季等の休園日期間には、
 ・次年度の繁殖に関する対象動物個々の実施計画の調査検討・策定 等）
 ・飼育課・経営管理課合同の点検業務（動物施設の修繕箇所の確認 等）

**「マレーグマ『ウッチー』の死亡事案に係る改善計画
(中期的課題)」に対する市民提案の概要について**

平成 27 年 (2015 年) 11 月

札幌市環境局円山動物園

「マレーグマ『ウッチー』の死亡事案に係る改善計画（中期的課題）」について寄せられたご提案を取りまとめました。

平成 27 年 7 月 25 日に当園が飼育していたマレーグマ「ウッチー」が死亡した事案については、去る 8 月 28 日に改善計画書を策定したところです。

このうち、①組織強化のあり方、②人材確保・育成のあり方、③開園時間又は休園日のあり方の 3 つの項目については、「中期的な検討が必要な事項」として位置づけ、札幌市の附属機関である「市民動物園会議」において、今後、議論することといたしました。

議論に際しては、他の動物園館の調査を行うとともに、外部のアドバイザーの方からもご意見を伺い、さらに、平成 27 年（2015 年）10 月 14 日から同 28 日までの 14 日間にわたり、市民の皆さまからご提案を募集することとしました。

その結果、合計で 157 件の貴重なご提案をいただくことができたところです。

円山動物園では、このたび、以下のとおり、これらのご提案について、取りまとめを行いました。

なお、お寄せいただいたこれらのご提案につきましては、その趣旨を損なわない程度に取りまとめ、要約して示しておりますことをご了承ください。

- 1 募 集 方 法 … 電子メール、郵送及び FAX
- 2 提 案 提 出 数 … 33 通（団体含む）
- 3 寄せられた提案の内訳・件数 … 計 157 件

① 組織強化のあり方に関する事	46 件
獣医療の専門的組織の設置に関する事	6 件
獣医療の専門的組織の設置以外に関する事	40 件
② 人材確保・育成のあり方に関する事	48 件
動物飼育の専門的知識や技術を有する人材の確保・育成に関する事	41 件
動物飼育の専門的知識や技術を有する人材の確保・育成以外に関する事	7 件
③ 開園時間又は休園日のあり方に関する事	57 件
開園時間又は休園日に関する事	45 件
開園時間又は休園日以外に関する事	12 件
その他のご意見	6 件
合 計	157 件

4 提 案 の 概 要

【①組織強化のあり方について（46件）】

＜獣医療の専門的組織の設置に関すること（6件）＞	
No.	提案の概要
1	獣医師は動物の診療と健康状態の管理に専念し、他の業務には従事しないほうがよい。（1件）
2	獣医師が飼育業務の現場に参加し、日々の動物の状態、変化を把握するほうがよい。（1件）
3	獣医師が飼育員とともに担当動物別・園全体でのカンファレンスを定期的に開催し、情報共有を図るべき。（2件）
4	獣医師の充足及び専門チームの強化、医療機器の充実が重要。（1件）
5	動物の事故による死亡や怪我の防止のため、リスクマネジメントの専門チームも必要。（1件）
＜獣医療の専門的組織の設置以外に関すること（40件）＞	
No.	提案の概要
6	組織全体のコミュニケーションを向上させるとともに、情報共有を図り、風通しの良い組織、風土にしてほしい。（10件）
7	責任の所在を明確にすべき。関係者の処分は不十分。（9件）
8	動物園の基本理念やミッションを明確にしてほしい。（3件）
9	組織強化のあり方で獣医師のこののみが言及されているのは理解できない。（2件）
10	組織内に派閥があってはならない。（1件）
11	これまでの動物死亡事故を検証して説明してほしい。（1件）
12	市民動物園会議以外にも、一般から意見を募り報告する場を作ってほしい。（2件）
13	改善活動の効果測定を継続的に実施し、公表してほしい。（1件）
14	クレーム受付の窓口を設置し、改善活動を行ってほしい。（1件）
15	来園者から届いた意見はすべて全職員に公表すべき。（1件）
16	インターネットの活用を推進する部門を設置してほしい。（1件）
17	外国人アドバイザーを入れるとよい。（1件）
18	係長の下に各ゾーンで班長等の肩書を飼育員に新設すべき。（1件）
19	バイトやパートの職員にも意見を述べる機会を与え、アイデアを積極的に採用してほしい。（1件）
20	ボランティアも含めて全員に具体的な役割や決定権を与え、責任と自覚を持たせてほしい。（1件）
21	昼夜を問わずに監視できるよう、当直や夜勤を含む勤務体制に変えていくべき。（1件）
22	園内巡回要員を設置してはどうか。（1件）

23	ハズバンドリートレーニング、ターゲットトレーニングの実施。(1件)
24	ガイドを育成し、リピーターの獲得に努めてほしい。(1件)

【②人材確保・育成のあり方について（48件）＞

＜動物飼育の専門的知識や技術を有する人材の確保・育成に関すること（41件）＞	
No.	提案の概要
25	専門的な知識を身につけた人を採用してほしい。飼育員の職種を専門職とすべき。（11件）
26	専門的知識を身につけているかどうかは関係ない。課題は配属後の研修。（2件）
27	やる気のある人は積極的に採用したうえで、実務により不向きと判断されたならば、他部局に配置転換できるような柔軟な人事制度を用意すべき。（1件）
28	やる気があり、経験や知識を身につけている飼育員は、異動させずに、研修等によりさらに専門性を高めさせてほしい。（3件）
29	飼育員を一律に異動させないことにすることには反対。不適格な飼育員は業務から外してほしい。（10件）
30	人材育成にあたっては、他の動物園での研修の実施や経験ある人物の指導を受けることを検討してほしい。（7件）
31	ベテラン飼育員のノウハウを最大限活用すべき。（4件）
32	客観性と愛情をバランス良く持つ人材が必要。（2件）
33	定期的に他の園館の方法を学ぶシステムを構築してほしい。（1件）
＜動物飼育の専門的知識や技術を有する人材の確保・育成以外に関すること（7件）＞	
No.	提案の概要
34	責任の所在を明確にすべき。関係者の処分は不十分。（再掲）（1件）
35	動物園の基本理念やミッションを明確にしてほしい。（再掲）（1件）
36	今はゾウなど新規動物の導入や集客よりも、円山動物園の改善と再生を優先すべき。（2件）
37	飼育員希望者に奨学金制度を設けてはどうか。（1件）
38	園長、副園長とも、臨床経験のある獣医師とする。（1件）
39	担当飼育員に一任する仕組みはやめてほしい。（1件）

【③開園時間又は休園日のあり方について（57件）】

＜開園時間又は休園日に関すること（45件）＞	
No.	提案の概要
40	開園時間は現状のままでもよい。（3件）
41	開園時間や休園日は問題ではない。動物の休養よりも扱い方に問題がある。（1件）
42	開園時間を短縮し、来園者不在時に動物の体調などを観察する時間、情報共有の時間を毎日設けるべき。（7件）
43	開園時間を短縮して、その代わりに夜行性動物の活動を見る機会を増やすため、夜の動物園の期間を増やしてほしい。（1件）
44	休園日を増やして、職員の勉強会、施設のチェック、飼育動物の健康チェック、トレーニング等に当ててほしい。（14件）
45	季節ごとにまとまった期間の休園日を設けてはどうか。（4件）
46	休園日は、毎月1～2回程度設けてほしい。（3件）
47	休園日は、他の園館並みに、週1回程度必要。（8件）
48	毎週決まった日を休園日とするのは反対。土日が休みでない人も増えている。（1件）
49	札幌市の場合は遠方からの観光客も多いので、休園日は、土日の直後に当たる月曜ではないほうがよい。（1件）
50	休園日には来園者の目がないので、管理職や他の職員による監視体制を組むべき。（1件）
51	休園日による減収分は、気軽にできる募金の機会（募金箱等）を増やして補填すればよいのではないか。（1件）
＜開園時間又は休園日以外に関すること（12件）＞	
No.	提案の概要
52	動物園の基本理念やミッションを明確にしてほしい。（再掲）（1件）
53	今はゾウなど新規動物の導入や集客よりも、円山動物園の改善と再生を優先すべき。（再掲）（2件）
54	半年または1年閉園して組織を作り直したほうがよい。その間、動物たちの様子はホームページで公開。（1件）
55	動物のストレス緩和のため、動物が見られなくてもいいので動物が安心して隠れる場所を増やしてもいい。（1件）
56	職員の休憩を交代制にして、いつでも連絡が取れるように非常時に備える。（2件）
57	夜の動物園は、イベント開催が目的なら不要。夜行性の動物の生態を飼育員が解説するようなものなら日数を限って賛成。（1件）

58	夜の動物園は、2～3日でよいと思う。(2件)
59	夜の動物園は廃止。動物への負担が大きすぎる。(1件)
60	夜の動物園は動物にストレスをかけているので、開催日の開園時間は16時～20時のみとする。(1件)

【その他のご意見（6件）】

＜その他のご意見（6件）＞	
No.	提案の概要
61	動物園の基本理念やミッションを明確にしてほしい。（再掲）（1件）
62	今はゾウなど新規動物の導入や集客よりも、円山動物園の改善と再生を優先すべき。（再掲）（1件）
63	専任の広報担当者を設置し、広報活動の強化を図ってほしい。（1件）
64	来園者からの情報収集の仕組みや、緊急通報システムや連絡手段などの検討が必要。（1件）
65	動物の慰霊碑を設置してほしい。（1件）
66	これまでの動物死亡事故を検証して説明してほしい。（再掲）（1件）

3 市民動物園会議（第 27 回）資料

第 27 回 市民動物園会議

平成 27 年 12 月 15 日 (火)

10 : 00 から

円山動物園プラザ

< 次 第 >

- 1 「マレーグマ『ウッチー』の死亡事案に係る改善計画（中期的課題）」に対する提言書について

【配布資料】

資料 「マレーグマ『ウッチー』の死亡事案に係る改善計画（中期的課題）」
に対する提言書（案）

「マレーグマ『ウッチー』の死亡事案に係る
改善計画（中期的課題）」に対する提言書
（案）

平成 27 年 12 月

市民動物園会議

はじめに

平成 27 年 7 月 25 日に札幌市円山動物園が飼育していたマレーグマ「ウッチー」が死亡した事案については、8 月 4 日に札幌市保健福祉局保健所動物管理センターによる立ち入り検査が実施され、同月 10 日に円山動物園から事故報告書が提出されました。

その後、8 月 21 日に、同センターから、動物の愛護及び管理に関する法律第 23 条第 1 項の規定に基づく改善勧告が行われました。

この勧告を受けた円山動物園では、直ちに改善計画を策定し、8 月 28 日に同センターに提出しました。

この計画に基づき、円山動物園では、①基準に適合した適正な飼育実施体制の構築、②計画及びマニュアルの整備、③職員教育の強化、④施設の総点検及び改善措置の実施及び⑤情報共有促進のための見直しといった改善事項を段階的に進めてきました。

また、⑥組織強化のあり方、⑦人材確保・育成のあり方及び⑧開園時間又は休園日のあり方については、検討に一定の時間を要することから、「中期的課題」として整理され、課題の解決に向けた提言の提出が、市民動物園会議に附託されました。

市民動物園会議では、これらの課題について、これまで計 3 回の会議を開催し、さまざまな意見を交換してきました。

提言の検討に向けては、別紙資料のとおり、他園館の調査、外部アドバイザーからの意見聴取、さらには市民からの提案も募集したところです。

これらの結果も鑑みて、会議における意見を整理し、このたび、提言書としてまとめましたので、提出いたします。

この提言書が、円山動物園の中期的課題の解決に向けて、その基本となることを望みます。

平成 27 年 12 月**日

市民動物園会議

委員長 金子 正美

目 次

I	委員名簿	83
II	会議における検討経過	84
III	改善勧告と中期的課題の概要	85
1	改善勧告の概要	85
2	中期的課題の概要	85
IV	中期的課題に対する提言	87
1	「組織強化のあり方」に対する提言	87
2	「人材確保・育成のあり方」に対する提言	89
3	「開園時間又は休園日のあり方」に対する提言	91
V	提言の検討に当たって参考とした資料	**
1	市民動物園会議（第25回）資料	**
2	市民動物園会議（第26回）資料	**
3	市民動物園会議（第27回）資料	**

I 委員名簿

- (委員長) 金子 正美 酪農学園大学農食環境学群環境共生学類 教授
- 上田 得一 公募委員
- 後山 直久 (株)テレビ北海道 事業部部長
- 佐藤 香 公募委員
- 高井 哲彦 北海道大学大学院経済学研究科 准教授
- 高山 裕史 札幌商工会議所 観光部会 部会長
(株)さっぽろテレビ塔 代表取締役社長
- 巽 佳子 公募委員
- 中山 法子 (株)BeggarSwindle 社員
- 八木 由起子 (株)えんれいしゃ 「北海道生活」編集長
- 矢野 信一 円山西町町内会 会長

(五十音順)

Ⅱ 会議における検討経過

開 催 日	市民動物園会議での主な議論
第1回 (第25回市民動物園会議) 9月30日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中長期的課題事項の検討スキームについて ○ 具体的調査事項について <ul style="list-style-type: none"> ・ 他園館調査の実施について ・ 外部アドバイザーの選定について ・ 市民提案の募集について
第2回 (第26回市民動物園会議) 11月27日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 提言書作成に向けた検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ 他園館調査の結果について ・ 外部アドバイザーからの意見聴取の結果について ・ 市民提案の募集結果について ・ 以上を踏まえた各課題に対する提言の検討について
第3回 (第27回市民動物園会議) 12月15日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 提言書内容の検討

Ⅲ 改善勧告と中期的課題の概要

1 改善勧告の概要

この提言を検討するに当たって、平成 27 年 8 月 21 日に動物管理センターから動物愛護管理法に基づいて行われた勧告の概要について、円山動物園から報告を受けました。

- (1) 動物の繁殖推進体制のみならず、特に高齢動物や負傷動物に配慮した飼育体制及び獣医療体制を含めた円山動物園内すべての飼育動物に係る管理体制を見直し、そのために必要な人員配置を確保するとともに、計画やマニュアルを整備するなど、法の基準に適合した適正な動物の飼育を実施できる体制を構築すること。
- (2) 法（動物の愛護及び管理に関する法律）第 22 条第 1 項に規定する動物取扱責任者が中心となって、円山動物園全職員が前記の計画やマニュアルの内容と、動物の適正飼育や飼育環境の向上に必要な事項を十分に理解するため、必要な教育を改めて実施すること。
- (3) 動物の健康及び安全の保持を目的とし、新規計画中の施設、稼働前の施設及び既存の施設の総点検を実施し、必要に応じて速やかに改善措置を講ずること。

2 中期的課題の概要

改善計画のうち、中期的課題として位置づけられた項目について、以下のとおり、円山動物園から報告を受けました。

(1) 組織強化のあり方

日々の動物診療に加え、各動物舎の安全点検や動物の健康管理全般に係る業務を専門に担当するための組織強化のあり方について、検討を行うもの。

(2) 人材確保・育成のあり方

飼育体制のさらなる充実に向け、飼育の専門的知識・技術を有する人材の確保や育成のあり方について、検討を行うもの。

(3) 開園時間又は休園日のあり方

動物の体調確認、各動物舎の安全点検及び職員の情報共有をより綿密に行うための時間を十分に確保し、万全の態勢で動物園運営を行うため、開園時間又は休園日のあり方について、検討を行うもの。

IV 中期的課題に対する提言

1 「組織強化のあり方」に対する提言

獣医師の業務内容が非常に多岐に渡っていることなどから、以下のとおり提言する。

○ 獣医療を複合的に担う専門的な組織を新たに設けるべきである。

円山動物園からは、「飼育員のみならず、獣医を交えた複数の職種の間から見れば、この事案は防げた可能性があるものの、獣医師の体制が十分ではなかったという経緯を省みて、検討課題として位置づけた。」との報告がありました。

また、提言の検討に先立ち、獣医師の業務内容が非常に多岐に渡っており、診療業務や施設の安全管理を複合的に担う組織が存在してないといった現状に関する報告がありました。

さらに、この現状に鑑みて、日々の動物診療に加え、各動物舎の安全点検や動物の健康管理全般に係る業務の円滑な遂行が必要であるとの課題に関する報告がありました。

これらを前提とし、検討を進めるために実施した他園館調査、外部アドバイザーからの意見聴取及び市民提案の結果を鑑み、市民動物園会議において、意見を交換しました。

その結果、以下の理由から、獣医療を複合的に担う専門的な組織を新たに設けるべきであるとの結論に至りました。

- (1) 獣医療以外の事務作業、教育普及等と分業制をとり、獣医師の長期的な配属も含めて獣医療に特化できる体制を講じるべきであること。
- (2) 獣医診療について、日常的なカンファレンスや飼育担当との綿密な連携及び技術蓄積や技術向上に向けた組織的な動きを行うべきであること。
- (3) 診療方針検討や疾病予防対策及び安全管理対策を積極的に進めるべきであること。

なお、動物園としての獣医療は、個々の獣医師が単独で行うものではなく、獣医師

を統括する組織体制がなければ、個々のスキルや診療方針による診療となり、園全体としてバランスを欠くことが懸念されます。

したがって、新たな獣医療に関する専門的な組織を設けるに当たっては、組織としての意思統一を図る以外に、獣医師と飼育担当が一体となって獣医療が行われるよう、組織運営上の配慮を行うべきであると考えます。

2 「人材確保・育成のあり方」に対する提言

飼育業務の内容実態は大きく変化していることから、動物飼育員は、専門職として動物園に配置し、長期育成を行うべきであるため、以下のとおり提言する。

- 受験資格について、現在の「高校卒業以下」から「高校卒業以上」に変更にするなど、飼育員を希望する者に対して、現状よりも広く門戸を開くべきである。
- 動物飼育員の職を現在の「現業職員」から「一般職員」に変更すべきである。
- 中長期的な視点に立った人材育成プログラムを整備すべきである。
- 飼育員の増員を検討すべきである。

円山動物園からは、「マレーグマの同居訓練に際し、繁殖を行うに当たっての情報収集等が十分ではなかったという経緯を省みて、検討課題として位置づけた。」との報告がありました。

提言の検討に先立ち、公営動物園としての運営形態について、動物の福祉や種の保存の推進という公益的役割の推進、施設の安全管理や飼育技術の継承などの確保のため、現行どおり直営体制が適当であるとの報告がありました。

また、受験資格は、現状、高校卒業以下とされていることや札幌市には「動物飼育員」という専門的な職種は、制度として存在していない一方で、全国には、動物飼育の専門的知識・技術を有する人材確保のため、専門職制度を導入している動物園もあるといった報告がありました。

さらに、動物園においては、飼育技術の継承が極めて重要であり、最近では、動物園の飼育員を希望する者は、大学や専門学校に進学し、専門的な知識や技術を学ぶ傾向が強まっているといった状況に鑑みて、動物飼育の専門的知識や技術を有する人材の確保・育成が必要であるとの課題に関する報告がありました。

これらを前提とし、検討を進めるために実施した他園館調査、外部アドバイザーからの意見聴取及び市民提案の結果を鑑み、市民動物園会議において、意見を交換しました。

その結果、以下の理由から、動物飼育員は、専門職として動物園に配置し、長期育成を行うべきであるとの結論に至りました。

- (1) 飼育員の業務は、動物の飼育（給餌、動物舎清掃等）だけでなく、飼育業務の計画作成や施設の安全配慮など、幅広い業務を担っている他、教育普及業務やエンリッチメントの立案・実施、ケアのためのトレーニング実施など、高度化、複雑化してきているといった現状を鑑みるべきであること。
- (2) 平成 30 年度に、アジアゾウの導入が予定されていること。
- (3) 動物飼育を長期間行うことにより、知識や経験が蓄積され、それが飼育技術の向上につながること。

以上から、新たな人事制度に向けて改善を図るべきであること。

具体的な提言として、まず、受験資格について、現在の「高校卒業以下」から「高校卒業以上」に変更にするなど、飼育員を希望する者に対して、現状よりも広く門戸を開くとともに、動物飼育員の職については、現在の「現業職員」から「一般職員」に変更すべきであると考えます。

また、中長期的な視点に立った人材育成プログラムもあわせて整備をすべきであるとの結論にも至りました。

さらに、新たな施設の開設等に伴い、飼育員の業務量が増加しているにも関わらず、少なくとも最近 10 年間は飼育員数が変わっていないという現状に鑑みて、飼育員の増員を検討すべきであると考えます。

3 「開園時間又は休園日のあり方」に対する提言

動物の体調確認や各動物舎の安全点検、職員の情報共有をより綿密に行うための時間を十分に確保する必要があることから、以下のとおり提言する。

○ 開園時間については、一定程度の短縮を図るべきである。

あわせて、現在の冬期間（11月から1月）については、より適切な時期に延長するよう、見直しを図るべきである。

○ 休園日については、現状に加え、一定程度の増加を図るべきである。

円山動物園からは、「同居訓練の実施状況について情報共有が十分ではなく、意思決定が組織として行われていなかったという実態に基づき、情報共有促進の必要性を省みて、検討課題として位置づけた。」との報告がありました。

また、この現状に鑑みて、動物の体調確認や各動物舎の安全点検、職員の情報共有をより綿密に行うための時間を十分に確保する必要があるとの課題に関する報告がありました。

(1) 開園時間について

提言の検討に先立ち、現在の開園時間が、夏期は9時から17時（8時間）、冬期（11月から1月）は、9時から16時（7時間）であること、また、職員の勤務時間は、8時45分から17時15分（休憩12時15分から13時00分。時季を問わず共通）であるといった現状に関する報告がありました。

これらを前提とし、検討を進めるために実施した他園館調査、外部アドバイザーからの意見聴取及び市民提案の結果を鑑み、市民動物園会議において、意見を交換しました。

その結果、以下の理由から、開園時間については、一定程度の短縮を図るとともに、現在の冬期間（11月から1月）について、より適切な時期に延長するよう、見直しを図るべきであるとの結論に至りました。

ア 動物の体調確認や各動物舎の安全点検及び職員の情報共有をより綿密に行うべきであること。

イ 動物の展示、当日のイベント情報の周知等、開園準備を万全に整えたうえで、来園者を迎え入れるべきであること。

ウ 園路や動物舎の除排雪を一層徹底すべく、冬期間の適切な時期を見直すべきであること。

(2) 休園日について

提言の検討に先立ち、現在の休園日は、年間3日（12月29日から12月31日）であるといった現状に関する報告がありました。

これらを前提とし、検討を進めるために実施した他園館調査、外部アドバイザーからの意見聴取及び市民提案の結果を鑑み、市民動物園会議において、意見を交換しました。

その結果、以下の理由から、休園日については、現状に加え、一定程度の増加を図るべきであるとの結論に至りました。

ア 開園時間のあり方に係る理由に加え、効率的かつ計画的な施設整備を行うべきであること。

イ 夏期及び冬期開園準備のため、施設の改修作業、看板類の点検作成、動物移動等を実施し、万全の体制を整えたうえで、来園者を迎え入れるべきであること。

なお、具体的な休園日の設定に当たっては、児童の遠足や総合的学習にも配慮して検討を行うことが望ましいと考えます。

また、開園時間の短縮と休園日の増加に伴い、来園者数や収支均衡などの目標を掲げた基本計画について、改めて議論が必要と考えます。